

衆議院 総務委員会 議 録 第二十号

平成十九年五月十五日(火曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 佐藤 勉君

理事 岡本 芳郎君 理事 鈴木 淳司君

理事 谷 公一君 理事 林 幹雄君

理事 森山 裕君 理事 武正 公一君

理事 寺田 学君 理事 谷口 隆義君

あかま二郎君 井澤 京子君

石田 真敏君 石原 宏高君

今井 宏君 岡部 英明君

加藤 勝信君 鍵田忠兵衛君

川崎 二郎君 木挽 司君

実川 幸夫君 関 芳弘君

田中 良生君 土屋 正忠君

土井 亨君 萩生田光一君

萩原 誠司君 橋本 岳君

福田 康夫君 福田 良彦君

武藤 容治君 渡部 篤君

逢坂 誠二君 岡本 充功君

後藤 斎君 郡 和子君

田嶋 要君 西村智奈美君

福田 昭夫君 森本 哲生君

江田 康幸君 谷口 和史君

吉井 英勝君 重野 安正君

亀井 久興君

総務大臣

総務大臣政務官

総務大臣政務官

政府参考人

(総務省自治行政局長)

政府参考人

(総務省自治税務局長)

政府参考人

(法務省民事局長)

政府参考人
(厚生労働省職業安定局次 鳥生 隆君
長)
総務委員会専門員 太田 和宏君

委員の異動
五月十五日

辞任

あかま二郎君

鍵田忠兵衛君

萩生田光一君

安住 淳君

田嶋 要君

吉井 英勝君

同日

辞任

石原 宏高君

加藤 勝信君

武藤 容治君

鍵田忠兵衛君

岡本 充功君

安住 淳君

田嶋 要君

補欠選任

加藤 勝信君

武藤 容治君

石原 宏高君

岡本 充功君

郡 和子君

塩川 鉄也君

補欠選任

萩生田光一君

あかま二郎君

鍵田忠兵衛君

安住 淳君

田嶋 要君

本日の会議に付した案件

委員派遣承認申請に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律案(内閣提出第六八号)

(内閣提出第六八号)

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、住民基本台帳法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として総務省自治行政局長藤井昭夫君、自治税務局長河野栄君、法務省民事局長寺田逸郎君及び厚生労働省職業安定局次長鳥生隆君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○佐藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。橋本岳君。

○橋本委員 皆さん、おはようございます。御声援をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、住民基本台帳法の一部を改正する法律案につきまして質問をさせていただきます。

まず、自分の質問に入ります前に、昨日、この委員会の派遣ということで杉並区役所さんに向いて、山田区長を初め皆様方にお話を伺ってまいりました。

お忙しいところ御対応いただき、まことに感謝を申し上げたいと思うとともに、正直言って大変勉強になりました。また、住基のことについても、それ以外についてもいろいろユニークな取り組みをされている、大変エネルギーが強い、そういうアアイデアのあふれるという、そういう区長さん、それから、それを支えておられる区役所の方々の姿勢に対して大変感銘を受けたものであります。

ただ、住基ネットの問題につきましては、少し私とまだ意見が違ふところがあるのかなというところがございます、そこにつきましては、この質問の中で少し議論させていただきたいと思っております。

まず、きょうの質問の最初ということでありますので、今回の住民基本台帳法の一部改正案の改正の趣旨、それからその背景になったことを御説明いただきたいと思います。

○菅国務大臣 住民票の写し等の交付制度については、だれでも請求が可能でありますけれども、今日の個人情報保護に対する意識の高まりなどを踏まえるときに、市町村長の交付できる場合の基準をより明確に規定する必要があるだろうということでもあります。そしてまた、一部で、成り済ましによる住民票の写し等の不正請求や届け出が発生している状況にあります。

住民基本台帳法については、昨年、住民基本台帳の閲覧制度について御審議をいただきましたけれども、その際に、住民票の写し等の交付制度について、「個人情報保護の観点から、さらに厳格な運用を確保するよう努めるとともに、制度の見直しを早急に検討すること」との附帯決議を衆参両院でいただいたところであります。

こうした状況を踏まえまして、個人情報に対する意識の高まりへの的確な対応と住民基本台帳に対する信頼性の向上を図るために、今回、住民票の写し等の交付制度を見直し、個人情報保護に十分留意した制度として再構築するとともに、転出、転入等の届け出の際の本人確認を厳格化し、成り済ましを防ぐ、そういう観点から今回提案をさせていただいたところであります。

○橋本委員 先ほどお話の中にもありましたけれども、去年、実は同じ住基法の改正をしております、附帯決議の中でこの住民票の写しの発行について厳格な運用云々ということ、それこそこの総務委員会の中で決議をいたしまして、それを受けて改正をさせていただいたということで、今回の改正については一刻も早くぜひ実現をしようというものであります。

その上で、もう一つ伺いをしたいと思いま

す。
昨年の住基法の改正で、住民基本台帳の写しの閲覧制度につきまして、その条件を厳格化する、今まではだれでも閲覧ができたという状況であったものを制限するように法改正をいたしました。その成果というか、その住基の法改正を受けて、閲覧の件数そのほかはどのようなふうになっているのか、国の方で把握しておられるのか。それと、実はこれは今把握中であるというふうに伺っておりますので、それがいつぐらいの時期に把握をされるのか。ぜひ、私たちとしては法改正をしたらその検証をすべきだと思っておりますので、その点について教えていただけますでしょうか。

○藤井政府参考人 お答えいたします。

お尋ねの閲覧制度の効果等につきましては、ただいま委員御指摘のとおり、この制度改正が十八年十一月一日に実施されたところでございまして、法律上は、閲覧については市町村長が毎年少なくとも一回、その状況を公表するということになつてはいるわけでございますが、公表の状況については現在私も調査中のところでございます。

いづつ公表されるのかということでございますが、一応、市町村からの締め切りが五月十日というところでお願いしているところでございましたので、集計した結果なんかを精査する必要もあるということ、その後やはりしばらくは時間をちようだいたいだと思います。

ただ、効果につきましては、これも前回の通常国会の審議でも御議論があったと思いますが、この閲覧を利用していたのはほとんどがやはりダイレクトメールなんかのための民間の事業者でございます。こういった事業者が、この閲覧制度の改正によつて利用できなくなつた。このダイレクトメール業者等の民間事業者が約八割以上を占めていたと言われております。そういう意味で、相当大きな成果があつたのではないかとというふうに私どもは考えているところでございます。

○橋本委員 今、国の方では、全体の集計、調べ

て、五月十日ということで、ついこの間だったので集計が間に合わなかつたということで、いづれまた別の機会にその効果というのを教えていただきたいと思います。

昨日、杉並区でお伺いをしたところ、杉並区では閲覧について請求理由の限定を法律より前倒しでやつていて、運用上、十七年度の四月から既に実施をされたということでありました。その前、十五年度、十六年度は、十七万件、十六万件といった数字であつたものが、十七年度から四万二千件、十八年度三万二千件というふうになり、その閲覧の件数というのは大変下がつておりまして、法改正をしたことは大きな結果につながるのかなという期待をさせるわけでありまして、検証はいずれさせていただければと思っております。

さて、その住基ネットについて議論をしていきたいと思うのでありますけれども、昨日、杉並区の山田区長さんを初め皆様方とお話をさせていただいた中で、御案内のとおり、住基ネットに参加をする、されない、今されていない状態という中で、段階的な参加を認めてほしいという主張をされて、今訴訟を起こされているわけでありまして、特に、きのうのお話の中で区長が強調されておられたのが、住基ネットへの参加というものの、もしくはIT社会一般のようなふうにもおっしゃつておりましたけれども、選択できることが大事なのだというところをおっしゃつておられました。これも、個々人の方がであります。その考えに基づいて、杉並区さんの主張としては、参加をしたい人がする、したくない人はしない方がいい、そうしたことが豊かな社会なのだというお話をされておいででした。

一般論として考えれば、確かにそういう考え方もあるかなというところは思うわけでありまして、けれども、ただ、今回、住民基本台帳もしくは住民基本台帳ネットワークというものについて、それが合理的な考えなのかというところ、私はまだ疑問が残っているだろうと正直思っています。特に、選択制というのを認めるその理由は何か。それは、住基ネットというものの参加に不安を持つ、個人情報漏えいしたりするのではないかと住民の方がいらつしやる中で、選択をさせる、個人にゆだねることがいいことであろうというところが基本的な考え方なわけであるんですけども、果たしてこの住民基本台帳もしくはそのネットワークに選択制という概念がふさわしいのかどうかというの、甚だ疑問であります。

まず、一つ前提をいたしまして、住基ネットの安全性についてお伺いをしたいと思っております。

稼働から年がたつてはいるわけでありましてけれども、これまでの間、住基ネットの中から、その中の情報が漏えいしたようなこと、あるいは、新聞報道などで見ましたけれども、北海道の斜里町で住基ネット関係の情報がウィーで流出してしまつたという報道がございました。それもあわせて、住基ネットの安全性について、これまでどういった事件、事故が起つたのか、起こっていないか、教えていただきたいと思います。

○藤井政府参考人 住基ネットの安全性については、これも前通常国会での御審議の中でも、極めて重要な課題というふうにご指摘をいただいたところでございます。私どもとしても、いろいろ指導をする等によつて、十分なセキュリティ対策を講じてきたところでございます。

平成十四年八月の稼働以来、住基ネット本体から住基データが外部に直接流出した例というのはございません。そういう意味で、特段の事故、事件は発生していないと言え、安定的に稼働しているというふうにご考えているところでございます。いづれにしても、住基ネットの安定的な運用に際しては、セキュリティ対策というのは、極めて重要な、避けられない課題というふうに認識しております。万全を期したいと思っております。

また、斜里町の事案についてお尋ねでございますが、これも、報道されているとおり、住基データそのものが流出したというよりは、職員が

パソコンにファイル交換ソフトを入れていて、それによつて流出したファイルの中に、住基ネットの端末操作に係るパスワード等が含まれていたというものでございます。これは、ある意味では、セキュリティ対策上、極めてゆゆしき問題だと思っております。こういったことがあり得ないようなセキュリティ対策は、講じなければいけないというふうにご考えているところでございます。

○橋本委員 住基ネットそのものの情報の流出というのは、とりあえず今までのところないというところであります。

いただいた資料によると、そもそも住基ネット自体について、保有情報について、制限が四情報と住基コードだけなのである。あるいは、外部からさまざまな形で侵入防止の措置をとっている。内部の不正利用の防止をするために、今パスワードが流れたという話があつて、それはよくないんでは、その操作者をちゃんと認証する、あるいは刑罰を科す。そのほかのさまざまな措置をとつてセキュリティを守つていっているところであるし、今の話だけで結論をつけられないかという議論よりも、自治体もしくは住基ネットに接続している行政機関一般について、きちんとセキュリティを上げていたかどうかということもあわせて、もしくは、その方が実は直面している課題なのかと個人的には思う次第であります。

それは総務省さんとしていろいろな取り組みをしておられることは承つておりますが、これについては万全を期していただきたいと思うとともに、そこで、先ほどの山田区長さんのお話に戻りますと、要するに、個人情報漏えいするのが危ないのだ。あるいは、もう一つ、これは一般的な主張として言われるのが、名寄せの危険があるのだ。法律では禁止をされているわけでありまして、けれども、そういうのが漏れて利用されるようなことになりかねない。そういった主張が住基ネットについて反対される方からされるわけでありまして

けれども、この問題は、住基ネットが危ないのだということに加えて、実は、住民基本台帳制度そのものが危ないのだと言っているのと、話としてはそんなに変わらないのかなと思うのであります。

要するに、住基ネットによって情報が集まる、これは危険なことだということでありませうけれども、その前に、既に各自治体には、住民の方々、住んでおられる外国人の方は別ですけれども、すべての方の情報がリストになって、電子的な媒体なら電子的な媒体で、あるわけでありまして、実は、これの漏えいとか、保護されていない、もしくは危ないような事態ということも懸念をしなればいけないし、例えばそこに選択制という概念を持ち込む余地があるのかというと、私はないんだらうと思います。

要するに、個々の市町村が持っている住基台帳ももちろん安全に守らなければいけないですし、実は、選択制という議論をするのであれば、本当はそこまで議論というのは及ばなければいけないでしょうし、しかしながら、住民基本台帳制度というそのものに、もしくは各個別の市町村が持っている台帳に選択制を導入する余地があるのかというと、私はないんじゃないかと思えます。すべての住民の方が登録されていることであるいろいろな意味を持つからであります。

総務省として、今のような住基台帳制度そのものについて選択制というものを導入するということについて、御見解を教えてくださいますでしょうか。

○藤井政府参考人 お答えいたします。

住民基本台帳制度というのは、そもそも住民の居住に関する公証のための制度であるということと、それは何のためかという、いろいろな住民の方は、地方公共団体から行政サービスを受けます。行政サービスを受ける基礎となるデータであるとともに、一々、行政サービス、個々のサービスごとに届け出る、そういう面倒な手間が省ける、そういうための制度であるということ、も

う一つ、一般の民間でのいろいろな取引、そういった取引の場合、やはり住所がどこかということとを公証する必要性というのがあるわけでありませう。そういうためには、もともと住基法ができたときに、すべての住民についてこういう住民基本台帳に登録して調製する、そういう制度をつくられたということでございます。

したがって、最初の段階から選択的にそういう制度をつくるという考え方はございませう。それはネット化しても同様でございませう。もともと公証制度としてつくられている制度でございませうので、住民の方が、地域社会あるいは経済社会の中で生活していくというためには、やはり、自分の氏名、住所それから所在というものは公証する必要がある、そういう認識に立っているんだと思います。

○橋本委員 もう一点、山田区長の議論の中で、この住基の事務というのは自治事務であるからして、自治体として大変主体的に判断をしていかなければならないのだというふうなことを強調しておいででありました。

ただ、その議論が横浜方式についての議論に及んだときに、横浜方式は違法な状態をどうやって解消していくのか、そういうことについて覚書を交わしたのだということは、そのように理解していただいても構わないとおっしゃっておりまして、要するに、現時点、現段階が、住民基本台帳法の趣旨からすると違法な状態であるという認識はお持ちなのかなというふうに私は理解をしたのであります。

その上で、自治事務だから住民基本台帳の情報というのはいささか管理をしなければならない義務がある、それと勘案しているのだというお話ではあったんですけれども、やはり、自治事務だから法律に書いてあることを守らなくてもいいという理屈にはならないのではないかとと思うわけでありませう。

改めてその点を確認させていただければと思います。

○藤井政府参考人 御指摘のとおり、住民基本台帳法に基づく事務というのは自治事務ということとは明白でございます。

ただ、これもまた御指摘のとおりでございませう。たとえ自治事務であろうが、法令の規定に従って適切に事務を執行すべきことは当然のことでございます。このことは、地方公共団体においては法令に違反してその事務を処理してはならないということを地方自治法第二十条第十六項に明記しているところでございませう。

そのほか、自治事務、団体事務との関係で問題にされるのは、やはり自治事務は自治事務にふさわしい国の関与のあり方とか、あるいは、各省庁が直接指示するとかそういうことは自治事務にふさわしいものではないということで、地方自治法も国の関与の原則でそういうものを拒否しているんです。ただ、自治事務であっても、国としての最低限必要な基準とかそういうようなものは法令で記述されているわけございまして、そういったものはやはり法令遵守義務、法令に従う義務があるということでございます。(発言する者あり)

○橋本委員 今、見直し、検証が必要だというお話が……(発言する者あり)検証、はい、それは確かにとおっしゃるとおりだと僕も思います。検証は常にしていかなければいけないし、私たちの希望としては、できれば、検証した結果、皆さん参加をしたと思うてもらえるような結果が出ることを望むわけでありませうけれども、さはさりながら、一応法制度上は、自治事務だからといって今の状態が許されるというものでもないのではないかとというふうに私は思っておりますし、総務省としてもそういう見解ということで理解をするところでありませう。

さて、今検証という話がありましたけれども、どれだけの効果があるのかわからないという話、あるいは余り多くもないという話もありました。これは、正直なことを言うと、先週の週末にちよつと地元でいろいろな方とお話をしたとき

に、やはり住基ネットを使ったことがねえという人がいまして、それは、その辺の普通の方がさわれるようなネットワークだったら困るので、そういう御説明をしたわけですね。あれは窓口の中の方の人が使っているんですよ、直接さわるものじゃないから、それは見たことがないと思いますという御説明をしたわけでありませうけれども、逆に言うと、一般の普通の国民の方、市民の方の認識というのは今そういう状況にあるのかなというふうにも感じたわけございませう。

ぜひここで、住基ネット稼働に伴ってどのような効果があったのか、どのような公益が実現をされたのか、教えていただけませうでしょうか。

○藤井政府参考人 住基ネット稼働に伴う効果についてでございますが、わかりやすいのは、従来の恩給とか年金は、毎年一回現況届というのを出すようになっていました。それが、ネットを利用することによってそれが不要になったということでございます。それから、各種行政手続の申請等に住民票の添付を義務づけているものが相当あったと思いますが、こういったものも、住基ネット利用によってその添付が不要になったというようなことがございます。

件数的に言いますと、これはまだまだどんどん増加中のところでございます。例えば、現況届の省略件数は五百十万件でございます。それから、写しの添付が省略された件数は三百七十万件。いずれも平成十七年度の数値でございますが、ということになっております。

こういった利用というのはどんどん広がっていきまますが、意外とこういったのは一般の国民の方々の目につかないというのか、気がつかない可能性はあるかと思えます。今までやってきたことがやらなくても済むようになった、そういう便宜が出てきております。

例えば、現況届なんというのは往復はがき等で来る場合があるんですけれども、それを再度郵送で送り返す負担とか、あるいは、住民票を添付するために、わざわざ市町村の窓口に行つて写しの

交付を受けた上で添付するとか、そういう手間がなくなっているということでございます。そういうことで、この住基ネットというのは住民の方々の負担軽減にもう既に相当メリットが生じているところだと思っております。

なお、仮にこういった本人確認を送信することというのを、住基ネットのいわば選択方式ということで住民の選択にゆだねるということにした場合、もともとそういう制度は法律上許されていることにはなっておりますが、紙の文書と電子情報の文書が混在するという形で、これは行政側にとつてはすごく負担のかかることにもなりますし、二重コストがかかるということにもなりかねないということで、私どもとしては、ぜひ全員参加という形で対応していただきたいというふうにお願ひしているところでございます。

○橋本委員 今お話があったように、住民の方が届け出などしなくて済むようになったというのは便利なことだと思いますが、それこそ一人一人にとつてみると年一遍のことだったりして、効果的にもそう感じたという実感に乏しいのはやむを得ないことなんですね。見えないような形になつていけるのかなというふうに思うわけでありま

す。また、先ほど、選択制にした場合云々という話がありました。やはり、今いろいろな形で利用が進んでいて、そういう公益が得られるようになったということは御説明があったわけですから、例えばコストと利益の試算をしてみるとか、そういったことはいずれどこかのタイミングでしていただいて、わかりやすく説明していただけたらと思いますので、これは要望させていただきます。

さて、残り時間が三分ほどになりました。では、もう一点、手短でお願ひしたいと思います。住基カードについて、ちよつとこれは細かく議論する時間がなかったもので、一応これについて現状と今後の見通しを簡単に教えていただけます

でしょうか。○藤井政府参考人 住民基本台帳カードは、平成十五年八月から交付が始まっているところでございますが、平成十九年三月末日では百四十一万枚が交付されているところでございます。

この住基カードというのは、写真つきのカードで身分証明書として利用できるとか、あるいは市町村によっては、印鑑登録証とか図書館カード、条例で定めるいろいろなサービスを利用できるようなになっているものもあるとか、あるいは、いわゆるオンライン申請なんかに対して必要な公的個人認証サービスの電子証明書を保存することができるとか、そういうメリットがあるわけでございます。

私どもとしては、今後どんどん利用されていくということをお願いしているところでございますが、単に待つだけじゃなしに、積極的にPR等をして利用を推進していきたいと考えているところでございます。

○橋本委員 住基カードについてもじわじわ利用がふえているような状況と伺っておりますけれども、いろいろもう少し広報されていただいて、せっかくのシステムなので普及に努めていただくよう、例えば、今、運転免許について高齢の方はぜひお返しをくださいということをしているわけでありまして、そうすると御高齢の方について身分証明書がないということになつてしまうということもあって、そういう場合に使えるというようなこともございます。今後さらに普及をしていけることを望みます。

さて、菅大臣にお伺ひしたいと思います。先ほど、住基ネットについての議論を幾つかしてきたわけでありまして、今、杉並区それから国立市、いずれも東京都ですけども、あと矢野町、この三つの団体が住基ネットに不参加という状態になつております。私としては、ぜひ皆さんが参加をされて活用されていくことが望ましいと思っておりますけれども、その点について一言コメントをいただけますでしょうか。

○菅国務大臣 住民基本台帳法上、市町村は、住民票の記載などを行った場合には、当該記載に係る本人確認情報を都道府県知事に通知するものとされているところであります。住基ネットに参加しない団体は、住民基本台帳法に違反をする、このように考えています。

不参加団体において、例えば、各種年金事務において、受給権者は本来不要の現況届の提出を強いられる、あるいはまた、年金支給機関は現況届を郵送するための経費が必要なか、年金の過払いが発生するおそれがあります。さらに、各種行政手続において、住民は本来不要の住民票の写しの提出を強いられ、住民は住民票の写しの交付を受けるために市町村窓口まで出かけて行かざるを得ない、さらに、交付手数料を負担する必要がある、また、市町村では、住民票の写しの交付をするため多数の職員を配置しなきゃならない。

このように、住基ネット不参加団体というのは、住民の利便性を損なっているばかりでなく、国の行政機関等や地方公共団体の行政事務の合理化を大きく損なうものであるというふうに思っています。

私どもは、今日まで、不参加団体に対して、住基ネットの離脱または不接続を行うことはできず、住民基本台帳法違反になることを通知しているほか、都道府県の知事からは正の勧告を行うなど、速やかに住基ネットに参加するよう求めてきたところであります。今後とも、関係都道府県と連携をとりながら、早期の住基ネットへの参加を促してまいりたい、そのように考えているところであります。

○橋本委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○佐藤委員長 次に、逢坂誠二君。

○逢坂委員 民主党の逢坂誠二でございます。最初に菅大臣、先週、果実酒の話を菅大臣にさせていただきました。私がつくった果実酒を大臣にプレゼンしたら、それが違法になるかどうか

という話で、大臣が、いや、それは違法になるとはわからなかったという話を正直にされました。私の地元に戻りましたら、その大臣の発言が大変評判がよくて、あの大臣は正直だ、いや、あの人は信用できるんじゃないかという話を多くの人がしております。法律のそういう抜け穴、あたかも知つたふうな顔をして、おれはわかつてるんだという人よりも、非常に地元では好感を持って受け入れられておりました。あの何とか還元水でこそ逃げ回っている大臣とは大違いだという話を地元で言つておりましたので、冒頭に報告させていただきます。

さて、住民基本台帳法のことについて若干質問したいと思うんですが、私が二セコの町長をやつていたときに、こんな問題がありました。お母さんが、自分の十六歳の娘さんの転出届を役所へ出しに来たんですね。お母さんが来ているから当然もう大丈夫だと思つて、役所で転出証明を出す。どこかの町へ転入したわけですね。次の日、その世帯のお父さんが来まして、何だ、あの転出はおれは承認してないんだ、本人、娘が来ないのに何で役所はそんなことをしたんだ、とんでもない話だということで、大騒ぎになったことがあつたのであります。

この件に関して、総務省としてどう思うかということとはちよつと、個別の案件ですから、置いておくとして、役所の窓口で、今回の住民基本台帳法の改正によつて、あるいは今までもそうなんですけれども、本人確認というのは一体どの程度の強さといひましょうか精度で行うべきなのか、このあたりを若干御説明いただければと思います。

○藤井政府参考人 お尋ねの件でございますが、これも率直にお答えするとすれば、どこまでというのとはなかなか難しいところはあると思います。実際司法当局のように、捜査権限とか立入調査権限とか、そういう権限があつてやる話ではありませんが、むしろ私どもが今回の改正で行おうとしたの

は、いろいろ市町村の担当者がそういうトラブルった案件を持ち込まれて困っておられる、そういう場合、法令できちんと、どういう証明書類を提出すればいいのとか、あるいは、従来は、不当な目的であることが明白でない限りということ、非常にネガティブで、それを市町村の職員が相当確度の高い形で判断しなければならなかったものを、ひっくり返して、正当な理由があるということをするという請求者側に主張させて、それをチェックできるようにするとか、あるいは、最終的にはやはり社会通念で、相当の判断で、これは問題のある請求かそうでないかと判断できるようにするというようなことにすることを主眼に置いていくわけでございます。

ただ、それではただ効果があるのかというと、やはりそれはある意味では、従来全国的に統一レベルでやっていなかったところもあるでしょうし、なかなかやりにくかったところもあるでしょうし、そういったところが非常にやりやすくなるという意味では、私どもとしては、やはり成り済まし防止とか、あるいはそういうようなものに効果があるのではないかと考えております。

もしお尋ねであれば、具体的にどういう書類でチェックするのかというところは省令で具体的に決めることなんですけれども、今考えていることを、御質問があれば御説明申し上げたいと思っております。

○達坂委員 この住民基本台帳法の運用については、やはり全国の各自治体で運用に多少のずれがこれまであったのかなという気もしないでもありません。

ちよつと話はそれますけれども、統一地方選挙が終わって、私も全国各地へ行きましたら、あれ、公職選挙法というのは随分各地で運用が違なんだなということに驚きましたね。何か、こんなことやって大丈夫なのかという町もあつたり、いや、随分またこれは厳格に判断しているななというところもあつたんです。

公選法の話はちよつと置いておくとして、この

住民基本台帳法も、それぞれの自治体でさまざまな解釈、運用の仕方があるのはちよつとやはりまづいというふうに思われますので、ぜひ全国的に統一的な方向で判断がされるように、この場でお願いをしておきたいなというふうに思います。

それから、次でございいますけれども、住基法に関して、戸籍の付票というのがございいます。これは、戸籍の付票というのは実は余り国民の方はよく知っていない、そういうものがあるなどということとは知らないのかもしれないんですが、本籍地に自分の住所情報が、生まれたときから転居をするたびに、どこへ移った、どこへ移ったというものが全部書いてある戸籍の付票というのがあるわけですが、今回の法改正によって、住民票の交付も戸籍の付票も、要するに交付する基準、こういう場合には交付できるよというような基準は同じだということふうになっていると伺っております。

私は、個人にとつての情報の重要性からいうと、戸籍の付票というのは結構これは個人のプライバシーを考えると奥深いものなのかなというふうに思うんですね。私でいうと、私は北海道のニセコで生まれましたが、その後、いろいろなところ、さまざま転居しました。指を折つてみるともう十数カ所、場合によつてはもつと転居しているかもしれないんですが、その情報が全部戸籍の付票に載っているわけですね。これが簡単に外部に流出するということになると、プライバシーという観点では、場合によつては住民票以上に大きな打撃を受けるものなのかなという気がするわけです。

したがって、戸籍の付票の交付の基準というのは住民票の写しの交付よりも厳格であるべきではないかというふうには私は思うんですけれども、まづ政府参考人、いかがですか。

○藤井政府参考人 これは前提条件から御説明する必要がありますかと思うんですが、戸籍の付票を請求する場合というのは、実は付票は本籍地の市町村が管理しているわけでございます。したがって、請求者側はその人は本籍がどこかという

ことを知っているというわけでございいます。だからチェックする必要はないかという、決してそうではないで、本籍地をいわば頼りに、戸籍に記名されている家族なんかの現住所を知りたいというような使われ方が多いわけにございいます、この情報というのは戸籍情報プラス現住所の情報で重なっている情報ということで、そういう意味では、使われようによってはやはり人権侵害に使われる可能性もあるという意味では、極めてセンシティブな場合もあり得ると思っております。

ただ、いずれにしても、審査基準は同じではないかという御指摘ですが、同じといつても、それぞれ、戸籍上のその人がどこかに移つていくという情報を利用する目的に正当性があるかどうかということ、これがやはり審査の主眼でございまして、そういう情報を利用することに正当性があるかどうかという審査をやつた上で、先ほど言いましたように、あとはそういう請求自体が相当性があるかどうかという判断になるわけにございいます。法律文言上の基準というものは同一でございいますけれども、やはり戸籍情報に関連する現住所であるという観点からのチェックが必要であるという意味では、十分なチェックができるんじゃないかというふうにご考えておるところでございいます。

○達坂委員 では、藤井局長の今の答弁からしますと、住民票情報で足りるものはあえて戸籍の付票の交付はしないというふうな判断してよろしいんでしょうか。戸籍の付票の請求目的を見たら、これはそんな過去の住所まで要らないだろう、そういうようなものであるならば住民票の写しで大丈夫だという場合は、窓口で、戸籍の付票ではなくて住民票にしなさいというふうに言うという意味でしょうか。

○藤井政府参考人 実際の使われ方という話になるので、いろいろケースが想定されます。よく似た話で、住民票の除票を請求するというのもあるんです。いずれにもよくあるのは、本来、債務者が住所を変更した場合、債権者に届け出ると

か、あるいは年金なんかの受給資格者も、異動すると届け出るとか、そういうことをやっていけば、債権者なり債務者は場所を知っているわけですから、わざわざ市町村に行つて調査する必要はないんですが、そういうものがない場合という前提でお聞きいただければ、除票の方は、前の住所を知っているけれども移った場所が届けられていないという場合には、こういう方法で調査するということになりまして。

それから、戸籍の付票の場合、わかりやすいのは、例えば遺産相続なんかで相続人の場所を知る必要がある場合とか、あるいは不在地主なんかを調査する場合とか、そういった場合は、本籍地はわかるんですがその家族の現住所がわからないというような場合、あるいは連帯保証人なんかの場合もあるかと思いますが、それぞれのケース・バイ・ケースの使われ方をしています、いずれにしても、請求することが住民基本台帳法の公証制度になじむ、趣旨に沿つた使われ方かどうかということ市町村の担当者は厳重にチェックしなければいけないということにございいます。

○達坂委員 戸籍の付票の議論はきょうはこの程度でやめたいと思いますが、住民票の写し以上に、場合によつては相当重たい情報が入つているのが戸籍の付票である、しかも、その存在を国民が余り知らない、そういうものがあることすら実は知らない国民も相当多いだろうというふうには思いますので、この取り扱いというのはやはり慎重を期す部分もあるのだらうということを指摘して、この点についての質問は終わりたいと思ひます。

次に、住基ネットについてお伺いをしたいんですが、住基ネットは平成十四年の夏にスタートしたわけですが、このときに実は私は、いわゆる個人情報電子化というのは、これからの技術の進展などを思うとどうしても検討しなければならぬことだろうというふうな思つておりました。しかも、そのときに、個人情報が大に流出をするなどということがあつてはいけません。

出には万全を期すべきだということも当然のように主張するわけであります。

それとあわせて、私が当時、私の地元の町民から聞いていたのは、住基ネットの必要性はわかる、だけれども、いつ、だれが、どこで、どんな形で私の情報を見ているのか、使っているのかというところを知らない、教えられないというのは非常に不安だし、何となく気分が悪いよね、それは確かに便利なものかもしれないけれども、だれが、いつ、どこで、どんな形で情報を使っているんだ、このことはやはりリアルタイムで知らせてもらいたいものだねという要望が町民の中から幾つかございました。当時の総務省にそのことを申し上げて、この考えについてはどう思いますかと話したところ、総務省の方では、それはもともとだというような話をしていたしまして、では、逐一それはネット上で公開しましょう、どこの機関が、どの情報を、どんな形で、例えば随時なのか常に、あるいは必要に応じて情報をもたらってくるのか、あるいは別の形があるのか、それで情報を利用している、あるいは三カ月後、六カ月後にはこの機関がこんな形で今情報の利用を予定しているというようなものを公開するというようなことになって、現に十八年の九月からそういうことをやっていたわけでありまして。

ところが、最近、総務省のホームページをのぞいてみますと、それがどうも、その後何か更新されているような雰囲気が見られない、あるいは、それらの情報が加わっているような姿が見えないんですけれども、まず、政府参考人、このあたり、いかがでしょうか。

○藤井政府参考人 お答えします。

まず、住基ネットの利用機関に関してホームページに掲載されている情報ということですが、その中で、御指摘のあった本人確認情報の提供先、利用状況の閲覧というのが、これはe-Govのホームページに掲載することになっているんですが、十七年四月一日現在が最新のものとなっております。そういう意味ではちょっとおくら

おるので、これは私も努力したいと思っております。

それから、指定情報処理機関における本人確認情報の提供状況に関する公告というのがございますが、これは、平成十八年八月二十九日現在で、財団法人地方自治センター理事長名で公告されているところでございます。

○達坂委員 いずれにしましても、国民にとつて少しでも安心感を与えるようなことで情報の提供をお願いしたい。そのことによつて、おかしきぞというチェックもきいてくるでしょうし、ひいてはそれは、最終的に国民全体のためになるというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

住民基本台帳に関しては余り菅大臣に聞くことはなかったのではありませんけれども、菅大臣は御自身で戸籍の付票というものをこらんなったことはございますか。

○菅国務大臣 自分では見たことはありません。○達坂委員 そうなんです。私も多くの方に聞いてみたんですけれども、戸籍の付票の存在を知らない方も多し、存在を知っている方も、自分の付票を見たことがないという人が結構多いんです。ところが、やはり、生まれてから今までの、どこに居住していたかの情報が全部載っているものから、取り扱いは慎重であるべきかなというふうに思っておりますので、大臣、よろしくお願いいたします。

さて、それで、きょう、次の質問をきょう、住民票とは若干関係ないんですが、ふるさと納税について、先週こちらで西村智奈美委員が質問をいたしました。それから一週間たつてみたら、随分何か、あのときの議論の深まり、厚みと一遍に変わつて、突然、税制の喫緊の課題に上がつてきたような気がするんですが、まず大臣にお伺いしたいんですが、ふるさと納税を提唱する目的、意味、これをお伺いしたいのと、現時点で大臣はこのふるさと納税に対してどんな課題があるというふうにお考えか、お聞かせください。

○菅国務大臣 これは、私も自民党の税制調査会でもここ数年議論が続けられてきた問題だったんです。

私は、今日、国民のライフスタイルというのは大きく変わったというふうに思っています。それに果たして今のこの税がこたえられるかどうか、私、非常に実は疑問に感じていました。

副大臣になつて、総務大臣になつて、そういう中で多くの地方自治体の長の皆さんと懇談をするときに言われましたことが、地方で、高校まで、福祉だとか教育だとかそうしたものに大変大きな多額のお金がかかる、そして、いざ税を負担してもらえない年代になると都会に出ていってしまう、国民のそうした循環システムというんですか、そういうものに対して今の税そのものがこたえていないんじゃないのか、もっと柔軟性があつていいじゃないのか、実はそういうことも多くの皆さんから言われました。あるいはまた、都会に出てきている人からも、やはり自分を育ててくれたふるさとに何らかの形で恩返しをしたいというんですか、そういう意見も数多く寄せられていました。

そういう中で、個人住民税というのは地域社会の会費ということで、行政サービスの経費を払うために、基本的に一月一日の居住地に納める、こういうことにされておりますけれども、果たしてこのことが今の時代にすべて正しいのかどうか、そういうことも含めてさまざまな議論があるというところは、私は問題があることも承知してあります。

しかし、先ほど申し上げましたけれども、こうした時代のライフスタイルに合わせるために、さまざまな研究をすす中で、こうした制度というのはあつていいんじゃないかな、そういうことで私は提案をして、研究会を立ち上げたことでもあります。それが一挙に、こんなにマスコミで大きな問題になるとは私は正直思っておりませんので、私どもは研究会を開いて、暮れの税制で、この方針についてしっかりとした理論とい

うものを構築して、ぜひ導入してもらいたい、そういうことで研究会を立ち上げる、こういうことをしたところであります。

○達坂委員 もう一点お伺いしたいんですが、ふるさと納税というのは、発案はそれでは菅総務大臣ということでしょうか、この件についてやつたらいいというような発言をしているようにも報道ではされておりますけれども、総理の発案なんですか、菅大臣の発案なんですか。

○菅国務大臣 私とか総理ということではなくて、これは数年来、自民党の中で議論をされてきたところでもあります。毎年と言つていいぐらい実は税調で議論されてきておりました。しかし、私自身が総務省の副大臣、大臣になつて、そのことを具体的に進めようと。当然総理とも相談をさせていただいております。

○達坂委員 このふるさと納税というのは、一見、ちょっと聞くと、非常によい、ああ、そういうものがあるといねと、多くの方がそういうふうになんか性質のものだというふうに思うんですが、税制でありますとかあるいは日本の都市と地方の関係でありますとか、そういうことをいろいろ考えてみますと、やはり相当課題も多いのではないかとこのように私は思っております。

まず一点目ですが、先ほど大臣、ライフスタイルの変化に今の税制がついていかなかつたという話をされましたが、それは、ライフスタイルの変化に今の税制がついていかなければ、税制そのものを、例えば交付税というものをどうしたらいいのかということをもっと真剣に議論しなければいけないし、あるいは、例えば介護保険の財源なんかを見ても、あれは保険者の範囲の中だけのお金でやっているわけではございませんよね、国の税金も入っている。それはまさに、田舎から都市へ出てきた人たちの税も介護保険の財源の中に入っているわけですから、要するに、所得、富を再配分していくという機能は、本来的にはやはり税制で担うべきものだろうというふう

私は考えるんですけども、この点いかがかというところが一つ。

それから、恩返しをしたいという言葉が、大臣の言葉の中から出ました。田舎では育つて今都市へ出てきている、育てられた田舎、あそこに自分の人格の原点があるんだ、あの田舎に恩返しをしたいなど。でも、恩返しをしたい、したくないというものを税でやるべきものかということについては、私は極めて疑問であります。というのは、恩返しをしたいのであれば、それは寄附でありますとか、そういう自分のまさに恣意性、自主的な判断が大きく及ぶものによってやるべきでありまして、税制でやるのは税の根幹を揺るがすのではないかとこのように思っているんです。

実は、税を納める人たちのことを納税権利者とは言いませんよね、納税義務者というふうに言うんです。義務なんですね。それで、しかも、これは本来、国民の皆さんに聞いたら、税は納めたくない、あるいは税は少しでも安い方がいいというふうに多くの方は多分おっしゃると思います。すなわち、税というのは最小限のサイズで行つてもらいたいというのが多くの国民の思いだと思ふんです。なぜ最小限であるかというと、一般に使うお金と税というのは性質が違ふからですね。

大臣の財布の中には一万円札が入っているかもしれない、私の手元には千円札しかないんですが、千円札持つてコンビニに行つて六百円のものを買つたら、六百円の物品と四百円のおつりが来る。これが日常のお金であります。ところが、税にはこの性格はないんですね。どんなに大臣が百万円納税しても、大臣のところへは役所から直接的に百万円分のサービスは来ないんです。私が、ちよつと余り縁起でもないことは言いたくないんですが、次の選挙で落選をして、無職、無収入になつて全く生活に困るというふうになると、当然納税はしないわけです。納税はしないけれども私のところにサービスが来るわけでありまして、生活保護の形で来る可能性があるわけです。すなわち、一般の市場のお金というのは、みんなが合理的に納得できる、払つたお金と受ける対価が一致しているから合理性がありますねというふうに言えるわけですね。

ところが、税というのはそうではないわけですね。払つたお金と受けるサービスとの間に一致の関係がないわけですから、市場の目線で見たら税というのは極めて不公平なものなわけです。だからみんなは、税の必要性は理解しつつも、税で実現する価値というのは少ない方がいいのではないかとこのようにベクトルは向くわけです。だからそこに、個人の判断で自由に納められるというよきな自主性というものをなるべくそぎ落として、小さくしていつているのが税制だというふうに思ふんです。

そういう観点から考えますと、思いを実現したいところと税制を使うのはいかがかという気がするんですが、二点について、今の税制がたえられるかということ、それは本来の税制の中で考えるべきだろうという質問と、恩返しの思いを実現したいということであるならば、税制ではない、例えば寄附などでやるべきではないかというところについて、いかがでしょうか。

○菅国務大臣 寄附の問題というのは、これは私は十分に考えられる問題だと思ふに思つています。いずれにしても、そうした問題も含めて、私どもは研究会を立ち上げるわけでありまして、それは素直に、さまざまな可能性について私は検討すべきだと思ふに思つています。ただ、非常に課題があるからといって何もやらない、そうでなくて、私はやはり、課題があればあるほどさまざまな研究をするべきだと思ふに思つておられます。

そして、税全体の問題でありますけれども、これについてはさまざまな意見があるというふうには思つています。しかし、やはり少なくとも、地方で育ててもらつて中では、それなりの地方からのお金がかかっているわけですね。これはそれぞれ地域によつて違ふのでしようけれども、例えば十八歳まで二千万負担するという話もありま

す。それはだれが負担をするかとすれば、多くはその地域の人たちが負担をするわけです。しかし、いざ納税の段階になると、都会へ出てきてい、納税は都会に行われている。果たしてこれだけのいかどうかというのは、税の根本からして、私は十分検討する余地があるだろうというふうに思つています。そして、税全体の中で、さまざまな問題について私は大いに議論していくべきだと思ふに思ひます。

○達坂委員 今の大臣のお考えを聞いて、私はやはり、今の大臣のお考えがベースにあるのであれば、ふるさと納税はおやめいただくべきかなというふうに思つています。きょうは、このことを議論する本場ではないので余り深くは言いませんが、幾つか問題点だけをさらに指摘させていた

大臣はよく、地方財政の面で予見可能性という話をされます。このふるさと納税を入れることによつて、地方財政における予見可能性は高まるのでしようか。私は逆に予見可能性が低くなるというふうに思ひます。

あるいはまた、このふるさと納税を入れることによつて、あたかも都市からいわゆる田舎へお金が流れるように思ひますけれども、その流れの方向というのは一様なのではいなか。場合によつては、小さな町の住民が、うちの町の町長は本当に不正ばかりやってどうしようもない、おれはこんな町に税金を払いたくないといつて、小さな町だつたら納税者が千人とか千五百人、一気に、一固まりになつて、うちの町へ納税するのをやめよう、じゃ、みんなで東京へやろうか、あのいい菅大臣のいる東京へ納税しようなんというところにもなりかねないわけですね。だから、ベクトルの方向が一樣になる保証もこのままではないわけでありまして、それからもう一つ、東京の方が去年は二七〇町に納税した、でも来年は宮崎へ納付しようかなという人も出てくる可能性もあるわけですね。

だから、そういうことを考えると、大臣が常々

主張している予見可能性という点で極めてこれは危ういというふうに思ひざるを得ないのであります。

住民税の収入が減るところは、最大限一〇％しか減らないでしょう、一割ですから。でも、収入がふえるところに關して言つと、たくさん申し込みがあればそれは一〇％以上ふえるわけでありまして、それは喜ばしいことかもしれないが、そのことが先々までも安定的に保証される確約はどうもこの制度ではなさそうに見えますので、そういった点も問題だと思ふに思ふんです。

だから、予見可能性は高まらないと私は思ふんですが、大臣、いかがでしょうか。

○菅国務大臣 かねがね言つていますけれども、地方については予見可能性のある税制というものにきちつとすべきだということを私は言い続けています。そして、このことについては、基本的な形で、偏在度の低い地方消費税ということを私は主張し続けてきています。

このふるさと納税の仕組みについて、予見可能性と相反するんじゃないかなということでありまして、けれども、少なくとも最初の一年、二年は、どういふ傾向になるかということはやはり實際行つてみなければわからないと思ひますけれども、それを行つとそんなに変動するものじゃないだろうというふうには私は考えていますから、予見可能性という基本的な問題と別に、切り離して考えてもいいのかなというふうには私は思ひます。

○達坂委員 あと、幾つか、現時点で思い当たることを時間の範囲で指摘をしたいと思ふんです。住民税の課税主体というのは全国にたくさんいるわけですね。自治体の数だけ住民税の課税をする主体がいるわけでありまして、そのことと、一〇％を切り離して自由に納税させるということになるその関係というのは、だれがどこでどう判断をするのか。課税の主体にしてみれば、その後の自分の一割というものは、どこに今度帰属をする税なのかということがだんだんわからなくなるのではないかなというふうに思ふんです。

例えば、ふるさと納税で一割を選択して、それをどこの町へ納めようというふうにした方が、一〇〇％納税をしてくれればいいけれども、場合によっては滞納ということもあり得るかもしれない。この場合、一体、滞納処分はだれがやるのでしょうか。もともと住んでいる町の方で滞納処分をしてくれるのでしょうか。あるいは、別なところへ移したいと言っていた移し先の方で滞納処分をせざるを得ないものなんですか。この点も、課税の主体がだれかということがあいまいになることによってわけがわからなくなってくると思うんですね。

あるいは、ふるさと納税、あたかも自分の町へたくさん来ると田舎の首長さんたちは思っているかもしれないけれども、交付税の基準財政収入額との関係はどうなるのでしょうか。留保財源率についてはどのように考えるのかということも含めて、もし真つ当な住民税だとするならば、それは当然基準財政収入額に加えるを得ない。そうなってくれば、結局は、制度はつくってはみたけれども、現実には地方に残るお金というのはふえないということにもなりはしないかということですね。

ほかにも幾つかいろいろ問題はあると思うのですが、けれども、大臣、この問題は、入り口としては非常に耳に聞こえのいい、わかりやすい議論だということに私は思います。だから、多くの方に、ふるさと納税、いかがですかと聞いたら、住民のうちの七割、八割、場合によってはもっと多くの方がいいよというふうに言いかねない問題だということには思うのですが、税制の根幹でありますとか今の財政の仕組みを考えたら、ぜひ、研究ではなくて、なぜこれがだめだと言われているのかをまずよく考えてやらなければいけない。そのためにと言われているものにチャレンジをしなければというような性質、たぐいのものではありません。

私が冒頭に大臣のことを非常に高く評価いたしました、もしかしたら税制についてもう少し配

慮が必要なんじゃないかなとか、あるいは、「頑張る地方応援プログラム」もそうなんですかけれども、あれをやることによって、実は、交付税の本来的趣旨を逸脱しているのではないかなという声もやはり全国にあるわけです。

あの「頑張る地方応援プログラム」も、ちょっと聞いた感じではよく思えるんですよ。だけれども、十分深く考えてみると、あれ、もしかしたら今の交付税の制度というものはちょっと相入れないことかもしれないという議論もやはりあるわけ、そういうことも含めて、今の御提案のことは、私は、大臣のすばらしい力で、私は大臣を評価いたしますので、ぜひ撤回してもらえたらいいなというふうに思います。いかがでしょうか。

○菅国務大臣 私、逢坂委員と議論をしていますと、何か立場が違ってくるのかなと時々思うときも実はあるわけがあります。

ただ、やはり、今の状況の中で、地方全体として閉塞感があるということ、これは事実だということに私は思っています。

そういう中で、ある意味で最小限というんですかね、昭和二十五年につくったこの仕組みであります。まだまだこの当時につくった仕組みというのは数多くありますから、当時は想定されないような要因が多くなってきたというのも事実でありますので、こういうことについて研究をするあるいは地方に活力を生み出すということですかね、そういう中で、基本は基本としながらも、研究会を立ち上げて、こうした税制をぜひ私は実現したい。

それは、そのときについては、当然、来年の国会で、ここで地方税法改正の場合には議論をするわけでありまして、それはきつちりと納得のいくようなことではなければならぬということも当然のことであるというふうに思っています。ただ、先ほどから申し上げていますけれども、非常に問題があるという中で、何もやらないような状況ではなくてきている、このように私は

思っております。

当然、この課税と徴収の関係をどうするかという問題が今指摘されたように出てくると思えますけれども、そうしたものについては真摯に検討して、しっかりとしたものを出したいと思えます。

○逢坂委員 質疑時間が来ましたのでこれでやめますけれども、研究会をおつくりになることは、私はそれは押しとどめることはできないのでありますけれども、研究会のメンバーは、偏った意見を持った方だけを集めて御自身の考えを迫認するような研究会にすることはないように。どこかにそういう研究会があるやに聞いておりますので、そうではなくて、この問題に対して極めて明確に反論を持っている方も含めてやらなければ民主的とは思えませんし、大臣の将来も危うくなるというふうに思いますので、ぜひ、多様な意見を持つた方を含めてしっかりと議論をした上で慎重に、できれば私はやめていただきたいということをお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○佐藤委員長 次に、寺田学君。

○寺田(学)委員 寺田学と申します。

住基法について三十五分ほど質疑をさせていただきたいと思っております。大臣自身、ちよっとお顔の表情がお疲れになられている表情なので法案を淡々とやりたいんです。が、今、逢坂委員がふるさと納税のことについて質疑されましたので、その範囲内で、私、通告していないんですけれども、少しだけ自分の疑問点を解決したいと思うんです。

目的のことですけれども、恩返しであるとかライフスタイルの変化というお話がありました。事新聞を見ていると、税収面というところだと思えますけれども、地域間格差を是正するためにという言葉もちらほら出ていますし、御党の幹事長もそういうような発言をされている場合も多々あります。私自身としては、地域間格差は確かにあって、それを正しなきゃいけないと思うんです

すが、このようなやり方であるというのは余り本筋ではないなと思っております。

そういう意味で、大臣自身はこのことを、「頑張る地方」に続く平仮名政策シリーズ第二弾みたいな感じですが、目的として地域間格差を是正するという意味でお考えになられているのかどうかということをお答えいただけますか。

○菅国務大臣 私は、実はこう思いました。と申しますのは、私どもは、国税と地方税の関係についてだけ総務省とすれば今日まで議論してきた、このことについても私は当然のことだというふう

に思っていますので、私の交付税、地方税の考え方についてはずっと申し上げました。しかし、都市、地方間の税の問題については、余りと言ってもいいほど私どもは考えてなかったわけでありまして、そういう中で、今、このふるさと納税という問題について、やはり都市と地方の問題、こういう中で私は考えてもいいのかなというふうに思っています。

格差は正とかそういうところではなくて、都市と地方の、先ほど申し上げましたけれども、ライフスタイルに合わせた税制というのは考えていいだろう。結果としては、地域の活性化だとか、そうした格差の是正というんですかね、そういうものにも最終的にはつながってくるのではないかなというふうには思っています。

○寺田(学)委員 地域の税収の差を埋めるためにやるという意味ではないと。結果的にそこを埋める形にはなるかもしれないけれども、そういう目的ではないということではよろしいですか。

○菅国務大臣 そのとおりであります。まず全体としてのライフスタイルに合った形の税制というのはあるべきだ、そういう議論の中であります。結果的には、やはり地域の活性化だとかその地域間の格差の是正にも私はつながってくるだろうというふうに思っていますけれども、目的としては、まず、今、国全体を考えたときにライフスタイルに合った形の税にはなっていない

じゃないかなというのが私の思いであります。

○寺田(学)委員 そのライフスタイル、そしてまた、逢坂委員の方から恩返しという言葉を用いられていましたけれども、逢坂委員も指摘されましたけれども、予見可能性ということは非常に大事だろうと。大臣も御答弁されていましたけれども、御答弁の中で、二、三年たてば落ちつくんじゃないかと御想像をされている御見識を御披露いただきましたけれども、とすれば、逢坂委員が懸念されていた、ことは宮崎だ、ことは横浜だ、何だ何だということではなくて、本当に平仮名のふるさとということにのっとった納税先ということになるのかなと想像しています。

そういう意味でいうと、ふるさとの定義というものをある程度固めて、いわば自分でどこかに選択して納税するというのではなくて、本当にふるさとと定義された中で限定された場所に自動的に配分されていくような形を御想像されているのかどうか。ふるさとの定義をしっかりと固められるのかどうか、今の段階での大臣の御見識をお伺いしたいと思います。

○菅国務大臣 恩返ししたいという話は私は大げさだというふうに思いますけれども、ただ、そういう思いがあるところに納税できたらということでありまして、それは何も特定のものを限定するかどうかも含めて、あるいはふるさとだけでなくて、例えば自分が毎週末生活するところもあるでしょうし、あるいはさまざまな思いというのはあるでしょうから、そういうものを研究会でさまざまな問題について検討してもらおう、そういうことです。

○寺田(学)委員 今の御答弁を聞いていますと、一義的には大方の人がふるさとに納税するだろうという意味を含めてふるさと納税と言われているのかもしれませんが、大臣の中のお考えでは、自分が何かしらお世話になった、もっと飛躍して言うと、自分が納めたいところに一部納めていく。納めるための気持ちに關して言うと、別に生まれ育ったところではなくても、働いた場所であ

あるとか、半分住んでいる場所であるとか、そういうような形で自分の意思で納税先を決めていくような制度という色合いが強い御答弁だと思いたくはないけれども、そういうふうにとらえてよろしいですか。

○菅国務大臣 そうしたことも含めて研究会で検討しようということです。

○寺田(学)委員 ふるさと納税に関しては以上にしたいと思えますけれども、いざにせよ、非常に論点が多いし、ネーミングとしてはふるさと納税なんだけれども、今の御答弁を聞いていますと、かなり広範なところに納税することができる制度を御想像されているんだなということがわかりましたので、以後、これをどういう機会に今国会で議論するのは難しいですけれども、一般質疑の中でもやらせていただければと思います。

それでは本法の方に戻りますけれども、ありていに言うと、住民票の写しをもらいに行くことに關して、成り済まし等が多くなつたことを踏まえて、本人確認を厳格化、法定化し、そして成り済ましを防いでいくような形で今回の法改正は行われるんですが、実際、私自身も秋田の市役所に行つて住民票をとろうとするんですが、私の知名度が足りないせいか本人確認をされてしまつて、寺田(学)と申しますという方がありまして、そこら辺も少しわかりされているかと。今、自治体の方で法定化される前に自主的に運用されているところもあつて、ただ、現場の方の話を聞くと、本人確認書類を持つていない方が多かつたり、本人確認は非常に難しいという話も聞きました。

本人であるかどうかを確認するというのを今初めて法定化するわけでしょうけれども、実際、政府としてどのようなことを本人確認として御想像されているのか、どういふような行為を現場の方でされることを想像されているのか、御答弁いただけたらと思います。

○藤井政府参考人 本人確認の方法については、

今回の改正案では、「住民基本台帳カードを提示する方法その他の総務省令で定める方法」ということで、総務省令にゆだねることとしています。が、その内容につきましては、今先生御指摘だったんですけれども、既に運用上、あるいはこちらも指導しているんですけれども、指導している方法で合理的なものと考えておまして、例えば、今の法律の条文案にもありましたが住民基本台帳カード、それから運転免許証等、こういったのは本人の写真が貼付されているということで、顔が一番ある意味での認証の印にもなりますので、そういうものはまず入りたいと思つております。

その他の、官公署が発行した免許証、許可証、こういったものをお持ちでない方もいらっしゃると思うんですが、そういった場合は、健康保険証など市町村長が適当と認める書類を提示、提出させるということを考えております。

なかなか書面だけで実は難しいという面があるんですが、そういう場合には、市町村長が適当と認める書類を有していない場合などは、市町村長が必要と認めるとき、適宜口頭で質問するということのような形で確認することとしたいというところでございます。

それと、もう一つ付け加えますと、本人確認の条文は、実は請求者なり届け出者に対する提出義務という形でつくつていて、なかなか請求者、提出者が証明書を持つてこないというような場合は、むしろ、これは法律上の義務になつていくんですよというように言えるようにするということが一つの大きなねらいでもあるところでございます。

○寺田(学)委員 法律で決まっているんですけど、言つたところで、そんな法律知らぬかつたとか、これでいいじゃろうというところで、いろいろ現場の方でもめることが相当予想されるんです。私自身、今まである意味無秩序に写しが請求され、それで交付されていたことは問題とは思いつつも、

今回の法定化によって役所の方で本人確認が義務づけられるというか、やらなきゃいけないので、相当現場の仕事量というか事務量というのがふえると思うんですけれども、そういうものもどれくらいふえるものかと御想像されていて、それに対して、何かしら今回の法改正に基づくそういう事務作業量の増大に關して対応すべきことが政府としてあるかないかと、そういうことも含めて、いかがでしょうか。

○藤井政府参考人 本人確認手続を導入することによる事務負担の増減の問題についてのお尋ねでございますが、これも率直に申し上げて、別にモデル的に調査したこともございませぬのでそういうデータをもつて御説明することはできないんですが、ただ、今先生も御指摘だったように、結構市町村の窓口で既にやつていて、このトラブルが生じると非常にまた急激に事務負担が増大するんですが、そういうトラブルに伴う事務負担をむしろ低減することも考えられるということで、私どもとしては、今の段階ではそんなに大幅に急増するものというふうな認識はございませぬ。

○寺田(学)委員 事務作業量がそんなに劇的にふえるというわけではないということでしたが、これも、今までやられていたところがある以上、今回法定化することによつてどれぐらい本当に新たな自治体それぞれに組みまざるを得ないような環境になつて、法定後どれぐらい事務量がふえるかというのは、本当に少し現場を見てみないとわからない部分はあると思います。

もう一点、法定化したことによつて問題になると思うんですが、今回、いわば成り済ましであるとか不正に住民票の写しを使う方からある意味個人の権利というのを守るためにこういう法定化をし、役所の方に本人確認を義務づけることになると思うんですけれども、実際、そういうような法定化された後に成り済ましの事件が起きた場合、今までは法定化されていないわけですから、

これからは法定化されて、役所の方でしっかりと本人かどうかを確認しないよということを経務づけておきながら成り済まし起きた場合、今までは違った役所の責任というのは出てくると思うんですけれども、今回の法改正後、成り済まし事件が起きた場合において、役所側の、現場側の責任というものは増大するのかもしれないのか。どのようになるのか御答弁いただけますか。

○菅国務大臣 今回は、本人確認というものを厳格化することでありまして、住民票の写しの交付の請求者や転出、転入等を行う者、またこれらの代理人などは、市町村長に対し住基カードの提示などによって本人であることをまず明らかにしなきゃならない。

ですから、市町村長にあつては、今回の住基法の規定にのっとって本人確認を行わずに、その結果として本来交付すべきでなかったものを交付した場合、こういう場合にはやはり責任を問われるということには私はあり得るというふうに思います。

○寺田(学)委員 先ほど局長の方から、身分証明に必要なものという身分証明書として今のところ例示できるものとして、住基カードやら運転免許証やら何やらということを提示されていて、全員が全員そういうものを持っているわけではないので、本当にそういうものをお持ちでない方の本人確認に関しては、いわゆる当該自治体の方で首長が認めるものを本人確認の材料として認めていくわけですが、まさに現場として、全員が全員、住基カードは全く持っていない方が多いと思いますけれども、運転免許証をお持ちでない方もたくさんいらっしゃいますし、保険証に関しても、違うルートですけれども、偽造されるケースも多々あるというふうに聞いております。

そういう意味で、役所側の責任というものもある程度はつきりしていない限り、役所側としても、必要以上に厳格化し、その結果住民のサービスが停滞するようなことがあつてしまつたり、責

任を軽んずるようなことをもつて成り済ましを抑制する効果を発揮できなかったりということになると思ひますが、局長で結構ですけれども、今後この責任の問題に関して、何かしら役所の方から自治体側の方に働きかけたり一つのガイドラインを出したりということはやられるような御予定はないでしょうか。

○藤井政府参考人 今大臣から申し上げましたが、住基法の規定にのっとって本人確認を行わず、その結果として交付すべきでないものを交付してしまつたという場合には責任が生ずるということでごさいます。その意味は、本人確認というのは実は手段的なものでございまして、制度論的に言いますと、むしろ本来交付すべき人にだけ交付するための手続として定めているわけでごさいます。しかも、先ほど申し上げましたが、請求者側の義務として設けているわけでごさいます。

したがいまして、こういう確認手続そのものが所定の身分証明書で行われなかつたからといつても、それだけでは責任という問題が行政側に生ずるということには余りないのじゃないかと思つております。むしろ、その結果として大臣の方から申し上げましたけれども、市町村側の義務として大事になるのは、正当な目的でないものに使われる、正当でない人に交付される、そういう事実が確認が不十分のために起こつたという結果から逆に責任を問われることはあるということをお願いしております。多分、そういう違法な交付が行われた場合は、まさにその違法性を判断する根拠として所定の手続がきちつととられていたかどうかということが大きな論点になるんじゃないかと思ひますけれども、そのときの一つの法律で定められているルールというふうに御認識いただければと思います。もちろん、そういう意味での指導というふうなのは、改正法を成立させていたいただいような質問させていただきたいのですが、郵送請

求の際、今回、本人確認というものを義務づけない形で法案改正がなされますけれども、こういう場合においても、どのようにして本人を正当な目的で交付される者だといふに判断を役所側はするべきか、局長で結構ですので、御答弁いただければと思います。

○藤井政府参考人 御指摘のとおり、現任も、郵送による転出届とか住民票の写しの交付、これは請求者の便宜のために認められているところでございまして。この本人確認というのは、どうしても郵送を介してやらなければならぬということでも、難しいところはあつたわけですが、いづれにしても、先ほど挙げたようなものの写しとかそういったものをまず出してもらうとか、それでなお判断がつかないというような場合は、適宜、必要と認める場合においてということになります。電話等によつて確認をするとか、あるいは、郵送によつて転出届を行つた後、義務者である本人に対して届け出を受理した旨の通知等によつて確認するとか、そういうようないろいろな工夫、そういったもので正確性を確保していきたいと思つております。

○寺田(学)委員 郵送の件もそうですけれども、正当な理由で交付するという一つのあり方とユーザの利便性というところがやや対立する部分がたくさんあると思ひます。私自身住民票を必要とする場合も多々ありまして、ただ、自分でとりに行く時間がなかつたりというところで、よく代理の人間に行つてもらつてとる場合があるんですが、その場合においても委任状等を義務づける、義務づけという言葉、だつたかどうかちよつと定かではありませんが、代理人に委任状を持たせることを要求する法内容になつていふと思ひます。この委任状に関しても、すぐくうがつかない見方をすると、幾らでも偽造等ではできないのかなというふうに思つております。そもそも本当に成り済ましを徹底的に排除するということですが、やろうと思えばやろうと思うほど市民の方々の利便性というものを阻害していく形にならざる

を得ないんですが、代理人を使つて住民票の写しを請求する場合のこの委任状ですけれども、これ自体も成り済ましを防ぐ手段にはなるのかなと思ひつても、実質的には幾らでも抜け道があるような気がするんです。

この代理人による請求に関して成り済まし等を防ぐ手段というのは政府としてどのようにお考えになられているのでしょうか。

○藤井政府参考人 代理人による請求の場合は、これはもう既に先生からの御指摘があつたんですけれども、やはり委任状をまず添付させる、それ以外に本人確認のためのいろいろな身分証明書等なんかを添付させるんですが、そういうことを考えているところでございまして。

委任状の真偽について疑念がある場合は、これも質問等ができるようにしているということでごさいます。

あわせて、不正な手段による取得については三十万円という、今度は過料じゃなくて罰金を設けるといふことも、若干の抑制効果はあるんじゃないかと思つております。

ただ、これも、逢坂先生にも申し上げましたし、今委員からも御指摘ありましたけれども、不正手段の根絶というのはそんな簡単な話ではないと思つております。巨額な不正が絡めばやはりそれだけ偽造技術なんかも高度なもの、手間暇もかかるということになつて、なかなか見抜きにくくなるというのには事実であります。しかし、今までこういう委任状すらとることが法令上認められていなかったわけですから、これを明確にしたということとは、普通の偽造しようという方についてはもう確実に抑制力になると思ひますし、それ以上に、市町村長は、担当窓口で疑念があればさらに突っ込んで、まさに相当と認めるに足りるような請求であるかどうかということをチェックできるということになつていくわけですから、そういうことで、少なくとも市町村職員は努力すれば可能になるという仕組みになつたということでごさいます。

○寺田(学)委員 いずれにせよ、今回の法改正は非常に前向き、かつ、現場自治体の方々にしてみるとき、法定化していただくことによつて、窓口の方に本人確認をお願いする際、理由として市民の非常に非常にお話ししやすくなるということはあると思いますが、一番いいのは、最初から本人確認が必要なんだということを一般のユーザーの方が理解をしてスムーズにそういう受け渡し業務ができることだと思ひますので、広報という意味でも非常に大事だと思ひますので、その点も自治体と協力してやっていた方がいいと思ひます。

続いて、住基ネットと住基カードのことについて、残りの時間質問したいと思ひます。

昨年か一昨年ぐらい、私も総務委員会で質問させていただいたんですが、住基カードの方の普及率が思ったより進んでいないということは事実として挙げられると思ひますが、今のところの普及状況はどのようになっているか、いかがでしょうか。

○藤井政府参考人 住民基本台帳カードは、平成十五年八月から交付されたところでございまして、平成十九年三月末までで約百四十一万枚というところで、まだまだ不十分というものの着実に増加している状況にあるというふうに判断しております。

○寺田(学)委員 当然ながら聞きたいなと思ひていたのですが、菅大臣、住基カードをお持ちでしょうか。

○菅国務大臣 持っています。

○寺田(学)委員 持っていないわけがないとは思ひますけれども、いつぐらいに取得されましたか。

○菅国務大臣 大臣に就任をしてすぐつくりました。

○寺田(学)委員 それだけでねちねちとやりたいところですけども、副大臣もされていたわけですから、副大臣時代はお持ちでなかったということは、何かしら、この住基カードの利便性に対し

て不満を持たれていたのか、住基ネットの安全性に関して疑問を持たれていたのか、いろいろな理由があると思ひます。

副大臣時代になぜ持たれていなかったのかと聞いてもあれですので、では、なぜお持ちになろうと御決意されたのか、いかがでしょうか。

○菅国務大臣 私、所管の責任者になりましたので、これは当然そうすべきだと思ひまして、その手続をしました。

○寺田(学)委員 百四十一万枚ということで、着実にふやしているとはいつても、恐らく当初予定されていた発行枚数よりはがくんと実績は減っているものであると思ひています。

一つ一つ理由を確かめた上でその対策をしなければならぬではないでしょうかということを一昨年ぐらいにやらせていただいたのですが、大臣、お持ちになつて、便利だということふうにお感じになりましたか。

○菅国務大臣 大臣に就任してまだたしか使っていないというふうに思ひています。

○寺田(学)委員 安全性を確保することが一つでしようし、カードを持つという動機に関してですが、けれども、それとともに利便性、便利だということがあるからそれを求めてカードを受けるということ、二面あると思ひます。

便利であるかどうかということと安全面、二点で質問したいんですが、カード発行が自治体ごとであることが住基カードを持つ持たないに直接影響しているかどうかは難しいでしょうか、あるいは自治体でカードを持つていて、その自治体外でも住民票を引き出せるという利便性はありますけれども、引越した際にもう一度申請してカードをとらなきゃいけないということ不便じゃないかと指摘される方もおりました。

そういう意味において改善点はたくさんあるんですが、カードの発行自体に関して一元的に管理する等々のことも考えられているかどうか、局長で結構ですので、御答弁いただければと思ひます。

○藤井政府参考人 この住基カードというのは、住民基本台帳法から発生してきたカードでございします。一つは、カードを発行した自治体が住民基本台帳を管理している市町村であるということと、あるいはカードの利用、用途を考えてみますと、いろいろ多目的な用途があるんですが、身分証明書なんかのかわりに使う場合、普通のカードであれば氏名、それから年齢、性別とか、そういうものですけれども、このカードは現住所まで明確にされている。やはりそういういい面もあると思ひております。そういうことを考えますと、やはり市町村ごとに管理する仕組みは避けられないのかな。

御指摘のとおり、引越すごとに一々再交付を受けるのは利便性を欠くんじやないかというような面はあるかと思ひますけれども、本カードの性格上、各市町村ごとという仕組みはやむを得ないものというふうには御理解いただきたいと思ひます。

○寺田(学)委員 住基ネットが稼働して約五年ぐらになるんではどうか、一つの区切りの時期、タイミングにきていると思ひます。

きのう委員会で見学した杉並区の方でも、杉並区としていろいろ裁判で争われている部分はあるつつも、まずこの仕組み自体を、五年たつたんでしようから総括して、改めて考え直す部分を含めて検討していただきたいという要望もありました。

そこを踏まえて、大臣自身にお伺いをしたいんですが、この住基ネットの仕組み、もちろん、ユーザーにしてみれば住基カードということも含めて聞きますけれども、これ自体、五年たちましたけれども、政府として総括して議論されるおつもりはあるのか、そしてまた、今考えられている中での問題点等、お話しいただければと思ひます。

○菅国務大臣 住基ネットにつきましては、セキュリティに万全を期して運用されてきておりまして、平成十四年八月の稼働以来、情報漏えい

などの特段の事故もなく、安定的に運用されているだろうというふうには思ひております。

住基ネットから本人確認情報を提供したことによつて、各種年金事務等においては、現況届などが省略されることによつて、受給権者は現況届に記入し郵送する等の負担が不要になった、あるいは、年金支給機関は受給権者に対し現況届を郵送するための経費が不要になったとか、年金の過払いを防止することができた、こういうことがあります。

また、各種行政手続については、住民票の写しの添付が省略されることによつて、住民は、住民票の写しの交付手数料の負担、また、市町村民票の写しの交付を受けるために市町村窓口まで一々行かなくてよくなったとか、また、市町村は、写しの交付枚数が減ることによつて職員の仕事量も減つたとか、こういうメリットも現実的にあるというふうには私に思ひております。

そういう意味で、住基ネットというのは、住民の利便性の向上、また行政事務の合理化、こういうものに大きな役割を果たしてきているというふうには思ひております。

これらの住基ネットの効果でありましてけれども、住基カードの普及にかかわらず実現するものでありますけれども、住基カードについては、民間及び行政機関の窓口、オンライン手続など、さまざまな場面において本人確認を求められる場合がふえていることなどから、その重要性は増してきているというふうには私に思ひます。

そして、住基カードは、住民の希望に応じて交付するものでありますけれども、住民の利便性の向上のためにさらなる普及を促進してまいりたいと思ひています。

○寺田(学)委員 杉並区の方でいろいろ御意見を伺つたときには、ある種利便性を享受したいという住民と、絶対的な安全性に関し信用できない、安全性に対して不安視する、自分のプライバシーを守りたいという二つの保護法益の対立があるだろうと。一つの自治体が入る入らないという

か、それを一斉に入れてしまうということに対してやはり区長としても非常に悩ましく感じるところがあるので、いわゆる横浜方式と言われる、住民が参加するしないを決められるような仕組みを採用したいということで、稼働当初からそういうような形をとられていると伺いました。

大臣自身、横浜自体は今すべて接続したということになっていきますけれども、この横浜方式、その理念というのか考え方に關して、是非とお伺いしているのかわかりませんが、どのようにお考えになられているのか、いかがでしょうか。

○菅国務大臣 私、当時は、やはり横浜もすぐ参加をすべきだというふうに思いました。

しかし、横浜方式というのは、ある意味では、十五年八月の本格稼働までには横浜は全員参加する、そういう前提で、短期間の経過的な措置であったということ、あるいは、こうした取り扱い扱いは、住基ネットの導入される時期における、ある意味では経過的というんですか、過渡的なものであったというふうに思っています。そして、横浜市が問題としておりました個人情報保護法が国会で成立をしましたので、既に横浜も安定的に稼働しているということでもあります。

また、杉並は、今寺田委員から選択制のお話がありましたけれども、個人情報保護法が既に成立をし、施行されておりますので、当時と状況は違ってきているというふうに私は思いますので、住基ネットに一部の住民の本人確認情報のみを送信することは認められない、そういう意味で、ぜひ参加をしてほしいなというふうに思います。

○寺田学委員 直接的に横浜方式の是非を伺うことはできなかったんですが、いずれにせよ、百四十一万人しか参加されておらず、大臣自身も大臣になられてからということもありまして、まだまだ普及状態というものは芳しいものではないと思いますし、やはりそこには、安全性という意味では、実害が、クリティカルな被害というのは出ていませんけれども、まだまだ安心できる段階にはないと国民の大半の方が思われているのかもしれない。

れませんし、利便性としてもまだまだ、便利だからというぐらいいままでのモチベーションがわからないような状態でもあると思いますので、そこから、五年もたちましたので、もう一回全体的な枠組みを総ざらいした上で、考え直す部分は改めて、進化させる部分は進化させていただきたいと思っています。

以上で質問を終わります。

○佐藤委員長 次に、西村智奈美君。

○西村(智)委員 民主党の西村智奈美です。

住民基本台帳法の一部改正、昨年の改正に引き続いて、二年連続ということなんですけれども、ことしは戸籍法の改正とあわせて行うということ、で、私といたしましては、法改正そのものは歓迎すべき方向で行われているのではないかとこのように考えております。

ただ、実際に現場での運用ということになりますと、今ほど寺田委員の方からも質問がありましたけれども、かなり現場の運用にばらつきがあるのではないかとということも指摘をされておりますし、既に、本人等請求、本人あるいは同居する家族などによる請求については、請求事由を明記するようにというふうに求めている自治体もあるけれども、そうでないという自治体もあったりして、その自治体の、主には首長さんの考え方なんだろうと思いますけれども、それによってかなり運用面でのばらつきが出てくるのではないかとこのように私にも考えております。

そこで、今回の法改正を受けまして一体どのくらいの業務量が増えるのかということについて伺いたいというふうに考えておられますけれども、まず冒頭伺いたいのは、これまで、住民票の写し等の交付件数、また戸籍の付票、そして住民異動届け出などについては、年間どのくらいの請求件数があったのでしょうか。

○藤井政府参考人 お答えいたします。平成十七年度の件数ということで御承知おきいたしたいと思っております。

住民票の写しの交付件数でございますが、これ

は七千五百二十九万九千九百二十一件、戸籍の付票の写しの交付件数でございますが、四百二十一万二千四百七十七件、住民異動届け出の件数でございますが、そのうち転入届については四百二十五万六千六百三十一件、転出届は四百二十五万五千九百六十九件、転居届は二百五十九万二千七百二件、世帯変更届が九十五万三千五百三十二件。

写しの交付が大体七千五百万、それ以外の写しの交付とか異動は四百五十万オーダーというふうに御理解いただければと思います。

○西村(智)委員 そうしますと、足し算すると、ラフな足し算ですけれども、ざっと年間八千万件以上の件数があるということになります。

多くの市町村の窓口は、言ってみれば市民課というところが交付窓口になるんだと思うんですけど、今戸籍法の改正が行われて、例えば戸籍謄抄本の交付などについても同じ窓口で審査を行うんだというふうに承知をしておりますけれども、かなり窓口の負担というのがこれでふえるのではないかとこのように懸念をされております。業務量の増減について総務省はどのような見通しでおられるのか、その点について伺いたいと思っております。

○藤井政府参考人 今回の改正については、私どもとしては、やはり市町村を擁護する立場でございますので、市町村の事務負担というものを非常に懸念して、いろいろ市町村の実情等もお聞きしながら制度改正を検討したところでございます。

ただ、今回の改正というのは、先ほども話がありましたけれども、市町村側から、手続整備についてやはりきちっとしてもらいたい、そうすることによって手続が円滑に動くということで、これが一つの大きな要素でございます。そのために、法律上明確な根拠規定を置いたということとございまして、したがって、このように法律で手続あるいは根拠規定が明確になるということ、は、市町村窓口の写しの交付とか届け出の事務処理についての円滑性がむしろ推進されるという面

も大きいと思っております。

そういったことを総合的に勘案しますと、私どもとしては、先ほども言いましたが、別にテスト調査をやってみたわけではありませんが、今回の改正というのが大幅な事務増につながるというふうには考えておりません。

○西村(智)委員 市町村の方から法的な根拠を明確にしてほしいというお話があった、そういう中身の御答弁だったかと思うんです。

確かに、そのこと自体は私も何となくイメージはできるんです。例えば本人確認などで、あるいは請求事由などの審査のときに、窓口で、何でもかんなことをやる必要があるんだと窓口に来られた方が言われたときに、担当者は、いやこれはまあそのと言葉を濁してしまうと、恐らくそこで審査に余計な時間がかかりますか、余分な時間がかかってしまうということになる。それが、例えば住民基本台帳法で今回こういう改正になりましたということであれば、理由が明確に述べられるということはあるのだと思うんです。

ただ、窓口で文句といいますか、ごねる方というのは、住民基本台帳法が改正になりましたと言っても、何でもそんな改正になったんだとか、ごねる人は何か理由をつけてやはりごねることになるんだと思うんですね。一体それで業務量の微増程度に本当にどまるのか、ちよつとこの辺は心配をするところであります。

また、実際にどこまで審査をするのかということについては、市町村の窓口での運用によるところがやはり大きくなるのではないかとこのように考えておりますけれども、もう一度、業務量の考え方、見通しについて伺いたいと思います。

○藤井政府参考人 私ども網羅的に承知しているわけではないんですが、いわゆるクレイマーと言われるような方が非常に限定的ながらいらっしゃるわけで、それが結構市町村なり都道府県の窓口業務で負担になっているという話は、確かに私も聞いたことはございます。

さはさりながら、これは繰り返してなって恐縮

でございますが、先ほども申し上げましたが、この事務量というのは、大体手続というのは、物理的な受け渡し、それから形式審査、実質審査で決定、判断、こういう流れになるんですが、一番重要で、また時間がかかるのはやはり実質審査のところでございます。そういった実質審査の面で、まさに今回の法改正というのは、どちらかというと根拠とか基準を明確にするというものでござい

ます。
私どもとしては、実際結果を見てみなきゃわからないといえませんが、私どもの期待としては、こういう改正によって、実質審査、こういったものが合理化、効率化されるということは十分期待しているというふうに考えているということでございます。

○西村(智)委員 同じように効果は期待したいというふうに思いますけれども、運用後、これはしばらく状況を見守りつつ、また必要があれば法改正につなげていく必要があるというふうに考えております。

引き続きまして、先ほど寺田委員への答弁の中で、大臣の方から利便性の確保というお話がありました。これは住基カードのことについてでありましたけれども、私も、例えば今回の住民基本台帳法だけではなくて、個人情報に関するさまざまな法律というものを考えたり見たりするときに、結局、保護法益というのは、いろいろなサービスを受けたり提供したりする側の利便性、それから、言ってみれば情報がきちんと守られるという安全性、この二つがあるんだというふうに考えています。

例えば、いろいろな法律をつくったり、そしてまた運用したりする側というのは、どちらかというと情報を使っているいろいろなことをやりたいサイドだと思っですね。情報を持っていて、情報の持ち主として、この情報がどうやって守られているのか、そういう安全性により重きを置いたサイドではないということからすると、国会での審議というのは、むしろ、より安全性を求めるサイド

に立っての議論が必要なのではないかというふうに考えています。

今回の住民基本台帳法の改正は、請求を行った申し出を行ったりしたときに、より厳格な審査を行うことによって個人情報保護をしようという考え、住民票の写し、これを保護しようという考え方。これ自体は非常に重要な点だということに思っておりますし、それについては異論はないんですけれども、やはり、そのほかの仕組みによって守っていく、そういう検討も必要なのではないかというふうに考えております。

大臣、これは通告していないで大変恐縮なんですけれども、個人情報保護をしようという観点から、一体どういう手だてで例えば行政などが保有する個人情報保護をしようということができるといふふうにお考えでしょうか。今回の住民基本台帳法の改正に照らしてもお答えいただければと思います。

○菅国務大臣 それは、個人情報保護をしようというこのために組織内でそうした仕組みというのをつくっていくことということも大事なことでありうというふうに思います。

○西村(智)委員 請求や申し出のときに厳格な審査を行う、それは大変結構なことだと思います。ただ、情報がその先にいったときに、きちんとそれが請求事由、つまり目的のとおり正しく使われているかどうか、そして、横流し、この間も本当にいろいろな事件もありました、戸籍データの漏えいですとか住基データの漏えい事件などもありましたけれども、そのようにデータが不正に利用されていないかどうかという事後のチェックをしつかりと行うことが必要なのではないかというふうに私は考えております。

そこで質問なんですけれども、昨年の住民基本台帳法の一部改正、閲覧制度の件につきまして、市町村長が住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関して申し出者に対して必要な報告をさせることができる、こういう規定が設けられております。ですけれども、今回、住民票の写しなどの交

付制度の改正においては、このように申し出者に対して市町村長が必要な報告をさせることができるという規定はありません。そういう措置は講じられておりません。

例えば請求や申し出どおりの使用がなされているかどうか、やはりこれは確認する機会をどこかで設ける必要があるのではないかとこのように考えているんです。今回そういった措置はないということなんですけれども、今回、住民票の写しの交付制度の見直しに当たって昨年と同じような措置を講じなかつた理由について局長に伺いたいと思います。

(委員長退席、岡本(芳)委員長代理着席)
○藤井政府参考人 お答えします。

昨年の住民票の写しの制度に関する改正については、もともと写しの閲覧というものの利用者のいうのは主としてダイレクトメール業者のようなものが多いわけでございまして、大量の個人データを閲覧によって収集して、それで他の人に転々と流通させる、そういうことに対する非常な危惧みたいなものがそもそも制度改正の背景にはあったということ、今御指摘のような仕組みというのが設けられているということでございます。

今回、写しの交付については、これも実態が重要なのでございまして、写しの交付制度が利用される場合というのは、むしろ背景に特定の債権債務関係があつて、例えば銀行からお金を借りている人、債務のある人が住所を届け出すにどこかへ行っちゃつた、そういうような使われ方が多いわけでございます。写しの交付を得たからといって、だれかにその情報を渡すということとは、閲覧とは違つてそんなに想定する必要はない。仮にあるとすれば、多分、銀行なんかの場合は、顧客台帳みたいなものが別途ありまして、顧客台帳に転記するというような形で、むしろ顧客台帳の保護みたいなものが重要になるんだらうと思つて、これは御承知のようにむしろ個人情報保護法のところの規律になるということで、今回の改正では、主として、写しの交付、その直接の当人、

それについての規律なりを決めるということに対しては、対応しているところがございます。

○西村(智)委員 次に、情報の横流し、流出をどうやって防止するかということについて伺いたいと思います。

今回は、行政罰に加えて新たに刑罰が適用されることになった。非常に重たい措置だと思つていただいても、実際に、これは直接住民票の写しなどの交付を受けた者に限られておまして、そこから先、仮にその情報が外部に流出した場合にこれは及ばないということになるんだらうと思つます。

しかし、この間、戸籍それから住基漏えい事件なども起きておりますし、また、それを売買するなども起きているところがございますので、こういった被害を防止するという点から、住民票の写しなどの交付を受けた者から先の情報流出の防止策を講じる必要があつたのではないかとこのように考えておりますけれども、これは一体どこで、どういう歯止めをかけることができるんだらうか。

○藤井政府参考人 罰則の関係ですが、今回の改正案では第四十七条の第二項で定めようとしているところがございますが、その構成要件というのは、偽りその他不正の手段により写しの交付を受けた者ということになっていまして、まさにどの点をこの罰則で処罰しようとしているかという点、不正な手段によつて交付を受けた、そういう行為でございます。

なぜそういうものだけを限定するのかということ、まさに住基法の裏には信頼性もありますし、住基法という住民の貴重な個人情報、そういったものを保護する、そういう保護法益はあると思つていますが、いずれにしても、その構成要件としては、やはり不正な手段によつて入手したということに着目しているということです。

その不正な手段で入手した人からさらに受けた人はどうかということになるんですが、これは、住基法の守備範囲というよりはむしろ一般の個人

情報保護法の守備範囲ということで、現行の制度では規律されているということで、現行の個人情報保護法の規律対象というふうに整理しているところでございます。

○西村(智)委員 個人情報保護法の世界できつちりと規律がされているということで理解をいたしたいと思います。

次に、交付請求書の本人開示、そして交付の事実の本人通知についてなんですけれども、罰則の強化も私は一定程度評価をいたしたいと思いますが、罰則に加えて、それを未然に防止するという点から、やはり情報の流出などの監視を強化するということがむしろ重要なのではないかとこのように考えております。つまり、自分の住民票の写しなどが請求された事実を本人が知られるということなどについてなんですけれども、住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会、ここでもこの点について議論がなされたようでありま

す。報告書の中では、例えば「交付請求書の開示については、自らの情報がどのように取り扱われたかを知り得るという観点から重要な論点である。」というふうに言われておるんですけれども、交付請求書の開示制度を将来の課題と認識して、動向を注視していくべきであるというふうな書き方にとどまっておりますし、また、本人通知につきましても、さまざまな意見が存在するというところでまとめがされているところなんです。私は、この開示制度、本人開示として本人通知、これらが不正に住民票の写しなどが取得、利用されるといった事件を防止することに本当に貢献するのではないかとこのように考えておりますけれども、これが今回の住民基本台帳法の改正の中で位置づけられなかった理由について伺いたいと思います。

○藤井政府参考人 お答えします。

これは先生が質問の中でおっしゃったとおりでございますが、一つは、今回の交付制度の見直しをするに際して、私も研究会を設けて、有識者それからヒアリングなんかでいろいろな御意見を

ちょうだいしていたんですが、交付請求文書を開示する仕組みをつくるのか、あるいは、もう一歩踏み込んで、本人に通知する制度を設けるということについては、いろいろな意見があるということで、今の段階ではまとまらないということで、今後の検討課題になったということでございます。

むしろわかりやすく御説明するという趣旨からは、では、どういう意見が実際あるのかということ、意見の内容を御説明させていただきましますならば、制度を認めるべきという積極的な方、これは、今先生がおっしゃったように、住民票の写しをとられた本人にはそのことを知らせることによって不当目的によって請求することの抑制する効果があるんじゃないかと、あるいは、むしろ極めて理念的な物の考え方なんですけれども、第三者に住民票の写しを交付するのであるから、写しをとられた本人にもそのことを知らせないのはバランスを失するんじゃないかというふうな御意見。

他方、制度を認めるべきではないという意見は、交付請求した人、実はこれも個人情報でございます。交付請求書には、請求した人と、いわば請求対象になった住基法の個人情報の両方の個人情報がかつて載っているわけでございます。確かに住基法上の個人情報というものも保護に値するんですけれども、請求者である個人情報というものもやはり保護に値するんじゃないか、その辺のバランスをどうとらんだというふうな考え方でございます。それから、写しを交付するのは正当な理由がある場合に限定するんだから、不当な理由でいくということだったら問題ですけれども、正当な理由でいくんだから一々知らせなくても、見せなくてもいいんじゃないかと。

長くなりますから省略させていただきますけれども、いろいろそういう意見があった、現段階ではちよつと結論を得るのは無理だということで先送りしているところでございます。

○西村(智)委員 問題点については理解いたしま

した。

ただ、制度として導入すべきだという御意見と、導入は慎重にすべきだという御意見と両論あつたわけなんですけれども、やはり、両論ある以上は、引き続きこの導入について検討を行っていくということにすべきではないか、これで問題の整理を図らずに、やはり検討を続けて行っていくべきではないかと考えていますけれども、この点については、大臣、お願いします。

○菅内閣府大臣 交付請求書の本人開示制度だとかあるいは本人通知制度について、今局長が言いましたようにさまざまな意見が存在しました。多くの課題があることから今回は盛り込まなかったところでありま。

交付請求書の本人開示制度については、一つの課題であると私も認識をいたしておりました。今後とも、将来の課題として、個人情報保護及び情報公開に関する法制や戸籍法等の状況、また第三者に交付された住民票の写し等の利用状況などについて、その動向というものをこれから注

意していきたいというふうに思っています。また、本人通知制度についてでありますけれども、交付請求書の開示制度をさらに一歩進めたものであつて、交付請求書の開示制度以上に多くの課題があることから、その対応については困難なものである、このように考えています。

○西村(智)委員 悪意のある請求というのはやはり法の網目をかいくぐって次々と編み出されてくる。これは住民基本台帳の昨年の閲覧制度のときにもそう感じましたけれども、悪意のある請求をきちんと抑止できるような、そういう観点からぜひ引き続き検討をお願いできればというふうに考えております。

最後の点は、先ほど申し上げました検討会報告の中でも触れられておりますドメスティック・バイオレンスやストーカー行為の加害者による請求、これについて何点か伺いたいと思います。この報告書の中で、ドメスティック・バイオレンスやストーカー行為の加害者による請求は、請

求事由を明らかにする必要があつて、かつ交付を拒否することとしている、今もそういうふうになつていまして、今後もそういうふうに取り扱っていくことが必要だという検討会の報告なわけなんですけれども、どういう状況下でドメスティック・バイオレンスやストーカー行為の加害者であると認識することができのでしょうか。

○藤井政府参考人 写しの交付の場合です、閲覧とはちよつと違う実態があるのかなと思えます。写しの交付の場合は、大体、世帯を同一にしていた夫婦が別居をしまして、別居先をいわば加害者である人になしよにして、ただし、いろいろ住民サービスを受ける必要があるものですか、やはり住民票の転居届はしなければいけないようなケースということ想定していただければと思うんですが、この場合には、先ほど先生御指摘のとおり、市町村の職員がみずからそういう状況を把握するというのはなかなか困難なものですから、これは、今までも通知でもって、やはりできるだけ被害者の方に申し出てほしいと。申し出ていただくとそういう状況がわかるものですか。

そういう申し出があつた場合は、従来も不当な理由での利用が明白ということで断れたんですが、今回はもうちよつと緩い判断基準ですね。積極的に、そういう加害者が正当な目的で使うんですよとかにする、あるいはいろいろな周囲の状況から見て何かあやしいなというふうな場合、むしろ市町村の職員が相当と認めるというようなぐらいまでは判断できる。そういうような基準になつておりますので、基本的にはそんなに大きく変わるというものでもないものの、制度的には拒否できるという仕組みが整備されたというふうに考えているところでございます。

○西村(智)委員 ことし、DV防止法の改正の年度に当たつておまして、今、そちらの方も議論が進んでいるところなんですけれども、被害者の方に申し出てほしいと、先ほど局長の御答弁の中にありました。

被害者の方が申し出て初めて、支援措置申出書で、例えば私の住民基本台帳の閲覧ができないように支援措置を求めるもの、住民票の写し等の交付についてその支援措置を求めるもの、チェックをするようになっております。これは被害者本人からの申し出ということになりますと、こちらはDV防止法の世界になってくるのかも知れないんですけれども、きちんとそれが遺漏なく行われているのかどうかというのは非常に気になる場所なんでしょう。

これは、年間大体何件くらいこの支援制度の申し出というものがありますでしょうか。そしてまた、すべて被害者の方から遺漏なく申し出が今までなされているというふうに言ってよろしいのでしょうか。そのあたりを伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○藤井政府参考人 恐縮ですけれども、数字的には把握しておりません。事例的には聞くことはあるということです。

ただ、今先生から御指摘ありましたけれども、むしろDV法とかストーカー防止法の方で、そういう関係行政機関で情報共有がなされるというふうな形にでもなればそれはまたそれで、何も本人からの申し出だけじゃなくて正確な情報の把握はできるというふうなことで、今のほうがよと思いつきの考え方ですけれども、連携の可能性はあるんじゃないかなと思っております。

○西村(智)委員 そのところは、関係機関の連携ということになりますので、非常にしっかりとやっていただきたいというふうな考えております。

局長がお話しになられたように、例えば被害者の方が加害者のもとを離れて家を出たとしても、住民票が移っていないとさまざまな行政サービスを受けることができないわけなんです。ただ、そのところが悪用されて、加害者の方が被害者の居場所、居住地を知るといようなことになってしまつて、またそこで新たな被害が起こる、そういう可能性、危険性もありますので、そういった

ことが生じないように、ぜひ関係機関の連携がきちんとなされるように、そこは総務省の方からも一定の働きかけをしていただきたいと強く願うところであります。

最後に一点伺いたいんです。

冒頭申し上げたとおり、私は、今回の法改正は基本的には望ましいというふうな考えておりますけれども、やはり現場の市町村の判断によって多少ばらつきが出てくるんだらうということも考えております。

現在、本人などの請求による交付請求であつても請求事由を明らかにすることを求めている市町村も数多くあるというふうな承知をしておりますけれども、この法改正がなされたときに、多少でこばこになつていく、進んでいる市町村は進んでいる、請求事由が必要でないというところはそのままだった、そういったところがみんな横並びに、同じ条件で審査が行われるようになるのかどうか。その点について総務省の考えを伺いたして、質問を終わりたいと思います。

○藤井政府参考人 基準については先ほども省令で定めるところを申し上げましたけれども、あくまでも省令というものはやはり全国的に見て基準となるようなレベルということでございます。地域の実情あるいは地域の工夫でよりよい方法があるそれは当該市町村で自律的にできる、そういうようなやり方で持っていきたいというふうな考えているところでございます。

○西村(智)委員 終わります。ありがとうございます。

○岡本(芳)委員長代理 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

私は、きょうは最初に政府参考人に伺つておきたいと思ひますのは、住民票の交付が住基ネット運用後少し減つてきたんじゃないかと思われるんですが、一体どれぐらい発行されているかということをお願いしたいと思います。

市町村の窓口での発行分と、それから自動交付機の発行分と、それから郵便局ですね。その発行

場所ごとに、二〇〇五年度で見た場合、それぞれ大体どれぐらい発行されているのか、これをまず最初に伺います。

○藤井政府参考人 まず住民票の写しの交付件数全体でございますが、平成十五年度は八千三百三十一万二千四百三十三件、それから平成十六年度は七千八百七十六万五千八百三十五件、それから平成十七年度は七千五百二十九万九千九百二十一件というところで、十五年度と比べて減少傾向にあるのかというふうに見ておるところでございます。

また、自動交付機による交付件数でございますが、これは、平成十五年度は百五十七万三千六百八十六件、平成十六年度は百六十八万三千九百三十三件、それから平成十七年度は二百四万三千八百五十三件となつておるところで、これは増加しているところでございます。

また、郵便局における住民票の写しの交付件数については把握しておりません。ただ、住民票の写しの交付件数に占める割合はわずかであり、残り大部分は市町村の窓口による交付というふうに見ておるところでございます。

○吉井委員 同じ総務省管轄のところなんです。郵政公社の方の資料を見れば、郵便局の発行枚数を把握していないということなんです。この資料では、郵便局は百三十五市区町村の五百二郵便局で発行しているわけですね。発行可能となつていて、二〇〇五年度には、住民票、戸籍、印鑑証明など六種類合計で二十一万八千六百一十一枚となつておりますから、やはり同じ総務省で扱うわけですからこういうものをきつとつかんでおいてもらいたいと思ひます。

これは、郵便局、郵政公社でやる場合にしても、個人情報保護ということから、藤井さんはかつて担当の室長でもやつてきたから個人情報保護は詳しいところですが、公務員たる郵便局職員だけで、アルバイトは扱えないと思ひます。それがだけに厳格な運用が非常に重要な分野なんです。

そこで、市場化テスト法、特定官署法では、住

民票などの請求の受け付けと引き渡しに従事する者は法令により公務に従事する職員とみなすというふうになっていると思ひますが、その理由は何ですか。

〔岡本(芳)委員長代理退席、委員長着席〕

○藤井政府参考人 公共サービス改革法等はちよつと所管法ではないということで、あくまで一般論ということになると思ひますけれども、御指摘のみなし公務員規定というのは、そもそも公務員でない者に対して、その業務の性質上、刑法その他の罰則の適用について、刑法第七條第一項の「法令により公務に従事する」者とみなす規定を適用するためのものというふうな認識しております。

具体的には、刑法上の公務員となりますと、例えば賄賂罪あるいは収賄罪の主体となつたり、あるいは公務執行妨害罪の客体になるといふような形で、むしろ公務の適正な遂行が保護法益としてあるというふうな理解しております。

○吉井委員 結局、自治体の指揮監督が及ばないところでは、委託できる業務は受け付け、引き渡しだけに限定して、そして、守秘義務だけじゃないに、やはりみなし公務員という形の人を、単なるアルバイトじゃなくて、みなし公務員を置くということにしているんじゃないかと思ひます。それが、それはそういうことではないわけですね。

○藤井政府参考人 ちよつと繰り返しになりますが、他省の所管法でございますが、ただ、私どもの理解としては、公共サービス改革法というようなのは、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務、いわば一体的業務について、一定程度独立してみずからの責任において業務を実施する、そういうケースを念頭に置いておられるというふうな理解しております。

すなわち、受託した民間事業者が独立してみずからの責任において業務を実施することは、個別の業務について指揮監督するとかあるいは管理するとか、そういうものじゃなくて、ある程度ロットの大きい形であると。であるからこそ、それな

りのやはり制度的な手当ても必要だったんじゃないかというふうに理解しております。

○吉井委員 そこはそういうことなんじゃないかと私も思っているわけです。

ですから、住民票の請求の受け付けと引き渡しは、さっきも言いました五百二カ所の郵便局でも行われているわけですね。市場化テストによっても行えることということになっておりますが、どちらにもなし公務員規定を置いていたわけですね。それは、市区町村の事務所の中であれば、そういう業務請負のような場合はちゃんと公務員が責任持ってやるわけですけども、指揮命令はやつても公務員が責任を持つわけですが、市区町村の事務所と離れて郵便局なりそういうところでやっていくということになりますから、ですから、この守秘義務ということとともに、みなし公務員を置くということをやっているというところになると思うんです。

市区町村の事務所内において住民票の受け付け、引き渡しを業務委託している市区町村もあると思うんですが、これは今幾つぐらいありますか。

○藤井政府参考人 ちょっと数は把握しておりません。

○吉井委員 それは、把握しておりませんと簡単に言うんじゃないで、やはりきちんとつかんでもらう必要があると私は思っているんです。

市区町村の事務所における受け付け、引き渡しを業務委託する場合は、これはみなし公務員にする必要はないわけですね、みなし公務員の適用とはならない。住民票の請求受け付け、引き渡しという同じ業務を行うにしても、一方の郵便局などでは、適正な業務の運営に資するみなし公務員の適用というのがどうしても必要ということになってくるわけです。

そこで、この点については大臣の考えを伺っておきたいんですが、住民のさまざまな個人情報扱う公務職場では厳密な守秘義務が課されなきゃならない。それだけに市場化テスト法で言う窓口

業務の従事者はみなし公務員であるわけですが、現在の業務委託などで現実に行われている窓口業務などもやはりみなし公務員としての規定をきちんと整備していくということをやったりこれからやっていくことが必要だと思うんです。これは大臣の考えを伺っておきたいと思えます。

○菅国務大臣 公共サービス改革法においての住民票の写しの交付の受け付け、引き渡し業務については、民間事業者の創意と工夫が反映されることを期待される一体の業務について、郵便局と同様に、コンビニエンスストアや民間金融機関等において、一定程度独立してみずからの責任において業務を実施するケースを想定いたしております。

一方、このような形態によらない民間委託については、従来から住民基本台帳法の枠組みの中でも、市町村の適切な管理のもとであれば、一部の事務は市町村の職員でない者に行わせることができると思えます。

このように、住民票の写しの交付事務について、公共サービス改革法に基づく委託と通常の業務委託には、市町村職員による適切な管理及び否かについて違いがあるところであります。このような通常の業務委託の場合には、市町村の判断によって、個人情報保護条例や委託先と締結する協定などで、受託者に対し秘密保持義務等の個人情報保護措置や業務の適正執行などを義務づけることができると思えます。

したがって、法律で一律にみなし公務員や守秘義務を規定することは、必ずしも必要ではないというふうに考えます。

○吉井委員 愛知県の高浜市の窓口業務委託仕様書というのを見ると、住民票に関する証明書の作成及び交付とあります。証明書の作成となると、これは公権力の行使としての行政処分を含むことになってくるわけです。ですから、現場では、住民票の業務でも、受け付け、交付以上のことも実際には業務委託とされている場合がやはりあるわけなんです。

ですから、みなし公務員の規定というのは、住民基本台帳法上もやはりはっきりさせていく。郵便局なんかははっきりみなし公務員としているわけですから、そこはきちんとやっていくということが必要だと思えます。先ほどの大臣の答弁は答弁として、やはりこれからの問題としてはそこはきちっとはっきりさせていくということが必要だということを重ねて申し上げておきたいと思えます。

次に、厚生労働省の政府参考人に伺いますが、自治体の指揮監督のもとに行われる民間委託、業務委託では、その従事者と自治体の関係は請負契約なのか派遣契約なのか。これはどうなりますか。

○鳥生政府参考人 お答え申し上げます。契約の形態のいかんを問わず、委託業者が雇用する労働者を自治体とその指揮命令のもとに労働に従事させるということは労働者派遣に該当するというふうに考えております。

また、具体的な事業が労働者派遣と請負のいずれに該当するかということにつきましては、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準に基づき、その実態に即して判断されるものでございます。

実態が労働者派遣に該当する場合には、労働者派遣法第二十六条に基づく労働者派遣契約の締結のほか、同法各条に則して適正な事業の運営を行うことが必要でございます。

○吉井委員 厚労省の方に引き続き伺っておきますが、労働者派遣、請負のいずれに該当するかは、今のお話にもありましたように、要するに、契約形式でなくて実態に即して判断されるわけですね。したがって、請負という契約であっても派遣と判断されることはあり得るわけです。

労働者派遣法改定後、三年を超えて派遣労働者を使用しようとする場合は雇用契約の申し込み義務が生じるということですが、この雇用契約の申し込み義務は市町村の業務への従事者においても適用されるものかどうか、これを伺いま

す。

○鳥生政府参考人 労働者派遣法に定めております雇用契約の申し込み義務につきましては、地方自治体を適用除外とする規定はないということございまして、地方自治体が派遣先である場合にも適用されるものでございます。

なお、いかなる労働条件で申し込みを行うかということにつきましては、おのおのの地方自治体の判断にゆだねられているところでございます。

○吉井委員 そうすると、今度は総務省の方の政府参考人に伺っておきますが、雇用契約の申し込み義務というのは地方公務員法で想定されているのかどうか、これはどうなりますか。

○藤井政府参考人 御指摘のケースが、公務員の身分を有している者なのか、あるいは派遣職員とかパートとか賃金職員とか、そういう者なのか、その辺の状況がちょっとよくわからないので、私ども公務員法を正確に消化しているわけじゃないですが、ただ、公務員法は、あくまでやはり常勤なり非常勤の公務員の身分を有する者に対する法律ということになっていまして、それ以外については、今厚生労働省からもお話があったように、労働基準法等、一般の労働者に適用される労働法制が適用される場合があるというふうに承知しております。

○吉井委員 要するに、派遣労働法では、三年を超えて雇用契約が続いていた場合には正職員にするということを考えていかなきゃいけませんから、地方公務員法上これまで想定がなかったとしても、これはやはりきちつとやっていかなきゃいけないと思うんです。

実は、自治体における民間委託や業務委託は偽装請負という法律違反を官庁みずから犯すことになってはいけないと思うんですが、実際には、社会的に、労働者が偽装請負などで劣悪な労働条件や環境に置かれていることが問題になっております。例えば、昨年、兵庫県篠山市で、行政サービス代行会社プロビスささやまの偽装請負というのは法律違反だということで認定され、昨年十二月

には、労働局は派遣労働法違反として是正指導というのを行っております。

ですから、ここは大臣に伺っておきたいんです。自治体で法律違反の偽装請負は許されないという立場で自治体の場合もきちんと臨んでいくということは大変なことと思いますが、これはお考えを伺っておきます。

○菅国務大臣 それは基本的に当然のことであるというふうに思いますし、この住民基本台帳法では、委託に際しての具体的な契約の形態については特段の制約は設けられておりませんので、市町村の判断によっては請負契約を活用することもあり得るというふうに思います。

しかし、市町村がその事務を執行するに当たって、偽装請負の指摘を受けることのないように関係法令を遵守するというのは当然のことでありまして、各市町村においては関係法令というものを十分に勘案し、適切に対応される、私はこのように考えます。

○吉井委員 次に、個人情報保護と守秘義務の問題について伺っておきたいと思うんですが、住民票の写しの不正請求による個人情報漏えい事件というのが起こっております。窓口での適正な対応というのは当然なんです。市町村の住基システムとともに、住基ネットのシステムについても厳正な対応がやはり必要だと思っております。

住基ネットの端末操作の民間委託の中で、例えば宇治市では住民基本台帳漏えい事件が発生したと思えますが、どんな事件だったか、お聞かせいただきたいと思います。

○藤井政府参考人 御指摘の事案は、平成十年四月ごろ、宇治市がシステム開発業務を民間業者に委託したところ、当該業務の再委託を受けた会社のアルバイト従業員が、宇治市の住民基本台帳等のデータを不正にコピーし、名簿販売業者に販売したというものでございます。

これに対して、宇治市においては、業務の再委託先のアルバイトを宇治市の条例違反で告発した上で、記者会見等において市民に対して事実を

説明するとともに、管理体制の総点検と強化の徹底、それから外部監査の実施などの再発防止策を講じることとしたものというふうに承知しているところでございます。

○吉井委員 それでは、最高裁の方は、実質的な指揮監督関係があったとして宇治市の使用者責任を認めたものと思いますが、それはそのとおりでいいんですね。

○藤井政府参考人 御指摘の事件については、平成十三年十二月二十五日の大阪高裁判決において、宇治市における民法第七百十五条による使用者責任について、宇治市が業務を再委託することから、再委託先の担当者から再委託先の従業員と打ち合わせを行ったこと、再委託先の従業員は宇治市の庁舎内で開発業務を行っていたこと、それから、本件データを庁舎外に持ち出すことについて宇治市の承認を求めたことなどから、実質的な指揮監督関係があったということとを認めまして、住民の慰謝料等の請求を認めることとされたものでございます。

なお、最高裁の件については、当該事件は最高裁へ上告受理申し立てされたのですが、平成十四年七月十一日に不受理となったというふうに承知しております。

○吉井委員 宇治市の使用者責任というのはきちっとしたわけですか。

それで、きょう私取り上げましたように、住基台帳にかかわる証明書の受け付け、交付の業務です。郵便局等でやる場合はみなし公務員扱いというところで、そこにはきちっとした責任がかかっている。しかし、一方、みなし公務員扱いもないままに業務委託ということでやられているところもある。業務委託で入っているところの偽装請負の問題とか、それから端末操作におけるそうした情報漏えいの問題とか、この分野では幾つもの問題が現実存在しております。やはり法の執行を行うに当たって、そうした点、個人情報保護はもとより厳格な執行というものが必要だということとを申し上げて、質問を終わります。

○佐藤委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 社会民主党の重野安正です。

それでは質問に入りますが、まず最初に、今提案をされております住民基本台帳法の一部改正案。基本台帳の写しの閲覧手続の厳格化、これは昨年の本法改正の内容でした。そして、今回の写しの交付の手続の厳格化、これによって、これまで何人も可能とされていた住民基本台帳制度は基本的に制度転換を果たすことになるかと考えるんですが、この点についての見解をまず聞いておきたい。

○菅国務大臣 今回の法改正は、個人情報に対する意識の高まりに的確に対応していくために、住民票の、何人でも交付を請求できるという現行の規定を見直しして、そして個人情報保護に十分留意をした制度として再構築する、そういうことであります。

具体的には、交付の請求ができる場合を、自己または自己と同一世帯に属する者による請求、国、地方公共団体の機関による請求、これ以外のものであつて住民票の記載事項を確認することにつき正当な理由がある者による請求に該当する、この三点に実は限定をするものであります。

したがって、今回の改正後も、住民票の記載事項を確認することにつき正当な理由がある者など、一定の要件に該当する場合には、住民票の写しの交付の申し出が引き続きできるというふうなことであります。

そのため、今回の法改正によっても、住民基本台帳制度の公証制度としての枠組みというものは維持されており、その性格が本質的に変質するものではないと考えております。

○重野委員 抜本的に変更するものではないという答弁でした。

そこで、私は、昨年とことしの改正によって、現行住民基本台帳法の第一条、これについて検討を加えなければならない条件というものが出てきたんじゃないか、こういうふうな感じを持つんですが、この点については、大臣、いかがでしょうか。

か。

○菅国務大臣 今回の改正は、何人でも住民票の写し等の交付を請求できるという現行の交付制度を見直しをして、個人情報保護に十分留意をした制度として再構築をするともに、転出等の際の本人確認を厳格化し、成り済まし防止を図るものであります。

住民基本台帳制度の目的は、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録などの住民に関する事務の処理の基礎とすること、住民に関する記録の適正な管理を図ることなどでありまして、改正後の交付制度についても、住民の居住関係の公証制度として位置づけられるものであり、また、転出等の際の本人確認の厳格化についても、住民に関する記録の適正な管理を図るための措置と位置づけられており、いずれも住民基本台帳法の目的にも合致した内容であつて、目的規定の改正は必要ないというふうに考えております。

○重野委員 そこで聞きますけれども、昨年の写しの閲覧の厳格化、そして本改正による、成り済ましなどの不正手段による住民票の写しの取得を防止する、そういう効果を期待しているものであります。その防止効果についてどういうふうな評価されておられるのか、昨年の改正とことしの改正含めてですね。

○藤井政府参考人 まず、昨年の改正の効果についてでございますが、これは本来、制度上、市町村が実施状況を公表することになっていて、ということなんです。十八年の十一月一日という、ごく最近改正されたばかりでございます。また調査中である。先ほども言いました、大体五月ぐらいに締め切りで、その後取りまとめたいというふうなところでございます。

ただ、成果についてどうかと言われると、もともと、閲覧制度というのは、利用者が、従来大部分がダイレクトメールなんかの民間の事業者であつたということでございます。こういった者がいわば閲覧できなくなつたわけでございまして、そういう意味では、制度的には大幅な成果が

ある仕組みになっているというふうに考えているところでございます。

また、成り済まし等による転出、転入等の届け出の件でございますが、これは私も検討会でいろいろ研究調査したんですが、こういった事件が発生した問題点と申しますか原因は、いろいろなケースがあるんです。第一には、届け出義務者によりなされた転出届の際に、本人確認書類による本人確認が実施されていなかったため、その後の転入届、それから住基カード交付申請の際の不正防止が困難になったケース、それから、代理人による転出届において、代理人本人の確認を行うとともに、委任状により届け出義務者の意思確認を行ったが、委任状そのものが不正であったというケース、それから、成り済まされた本人自身が共謀していたというようなケース、こういうようなケースがいろいろあるようでございます。

そこで、今回の改正は、届け出義務者からの届け出の場合においても本人確認手続の実施の徹底を図る。先ほど御説明したように、必要な証明書等を見せて、必要な調査もできる、そういう形になっておるわけでございまして、そういう徹底を図る。また、代理人届け出については、代理人等本人に係る本人確認手続も必要なんですが、加えて、届け出義務者からの委任の有無、こういったものを確認するために委任状を確認する、そういう仕組みを考えているところでございます。

また、転入届を行うための前提となる転出届については、特にこれはいろいろな本人情報が入っているということもありますし、次の手続の発端になるものでもございまして、特に厳格な運用というものが必要だというふうに考えております。

そういうような請求時の手続等を厳格化することにより、先ほど来御論議がありました、成り済ましによる不正行為の防止対策というものに成果を上げたいというふうに考えているところでございます。

○重野委員 この法律を提案している側としては

至極当然な答弁だろうと思うんです。しかし、今の本人成り済ましに見られる不正取得、法による抑制という点についてもやはり限界のあること、これまた否めない事実であります。まして、本改正案では一定の条件、手続を付して第三者による写しの交付申請を認めている以上、個人情報保護などの究極的な保障は絶対とは言えないと思います。

そこで法務省に聞きますけれども、戸籍法の改正において、法制審議会戸籍法部会での、交付請求書の開示、あるいは交付請求に係る本人通知について議論があった、このように聞いておりますけれども、その内容について説明願いたい。

○寺田政府参考人 ただいまおっしゃいました戸籍法でございますが、この国会で改正案を成立させていただいたところでございますけれども、これまで、この戸籍法を含めた法体系のもとでは、交付請求書の開示につきまして特段の規定がございまして、現実には事務を行っておりますのは、法定受託事務ということで、市町村でございますが、市町村の条例等によってその開示、不開示というものが決定される、こういう仕組みでございました。

この戸籍法の見直しを行うに当たっての法制審議会戸籍法部会での御議論の中で、交付請求書というものを、本人に関する情報というのを自分でコントロールできるという観点から、開示させてはどうかという御意見が一方ではあり、他方では、しかし、これは逆に、請求をする方の個人情報報でもあり、そういうところまで制度を持っていくのは不適當ではないかという、両様の意見があったわけでございます。

そこで、中間試案で、利用者の方を含めた国民一般の方々の御意見を伺った際には、一つは、戸籍法には改めて特段の規定というのを設けない、現状どおりという案と、市町村長が、戸籍に記載された者から謄本等の交付請求書の開示請求があった場合には交付請求者の氏名を含めまして交付請求書の全部を開示するという案とを併示し

たところでございまして、御意見を伺ったわけでございます。

御意見を伺った結果はほぼ半々でございまして、完全に意見が分かれた状態でございました。そこで、その後の審議の中で、やはり、このような状況を踏まえまして、この段階で戸籍法に特段の規定を設けるというのはやはり問題であるということ、結論は、設けないということになったわけでございます。

何と申しましても、交付申請というようなことはいろいろなところであるわけでございますけれども、突出して戸籍の部分だけ、それについての交付請求をさらに認めるということを行うだけの条件がないということが、最後に委員の方々に共有された御認識でございました。

それで、本人通知制度というのは、さらにそこから進みまして、戸籍の申請があった場合に、その対象になる御本人にこれを通知しようということとでございまして、今のうちに、戸籍の交付申請書の開示についても結論としてはこれを認めないということとでございまして、さらに進んで御本人に通知するというのは実現困難であるということ、意見が取りまとめられたところでございます。

○重野委員 今説明がありましたように、A案、B案という点についての結論が語られたわけでありまして、

そこで、B案不採択の理由として、時期尚早である、こういうふうなことが書かれておりますが、時期尚早であるということを書いた具体的な意味は一体どういうことなんでしょうか。

○寺田政府参考人 先ほど御説明申し上げましたとおり、この制度は国民お一人お一人に非常に深くかかわる制度でございまして、やはり、全体として、国民の間にどういう開示の制度をとるかということについてある種のまとまった御意見がない状況で、なかなかそういう新しい制度に踏み切るのには難しいということがございます。

とりわけ、このことに限らず、個人情報にかか

わるさまざまな交付請求があるわけでございますけれども、交付請求が行われた際に、さらに交付請求をだれが行ったかということについての情報開示を、特に一般の情報公開の制度から切り離してつくり上げるといこともまた例がないわけでございます。そういう意味で、そういうことをつくる条件がないということが、最終的な時期尚早という判断のもとにあるわけでございます。

○重野委員 それは国の考え方なんですが、現実には窓口で仕事をしているのは市町村なんです。そうすると、この扱いについて市町村によって微妙な違いが出るということが、当然、形の上では市町村の窓口、こういうことになるので、そこら辺はやはり国はしっかり受けとめなければいけないんじゃないか。

確かに、機関の中で議論が成熟していないという説明でありますけれども、しかし、現場ではそのことによつて判断が迫られるということになると、これは本来国の事務なんですけれども市町村が今やっております、その本来の責任を負わなければならない国が、そのところは配慮して、実際の現場の市町村窓口が責めを負わなくてもいい仕組みをつくってあげないといけないんじゃないかという気がするんですが、その点についてはいかがお考えですか。

○寺田政府参考人 一方では、委員の御指摘になられる問題もよく理解できるところでござい

す。先ほど申し上げましたように、現実にはそれぞれの市町村の情報公開条例で定まっておりますところとでございまして、一つの市町村と他の市町村との取り扱いが百八十度違うというふうなことは、問題は非常に大きいというように認識されることもなかなか避けられないところだと思っております。

ただ、現実には、そこら辺までは行っておりませんし、他方、同じ市町村の中で、ある交付申請と他の交付申請のバランスもまた市町村ではお考

えになられていろいろなこともやっておられるわけでございますし、等質をどういう側面で考えるかということは、今非常に難しいところもござい

ます。
戸籍の立場から申し上げると、先ほど申し上げましたように、この制度は、やはり、国民お一人お一人の権利、情報にかかわることでございますので、全体的に今の制度を改めようということになりまして、制度を改めようということについてある程度のコンセンサスをいただけないと、なかなか前に動きにくいところでもございます。

○重野委員 それでは、次に、総務省の住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会報告と

いうのがあります。それによりまして、住民票の写しの交付請求書の開示について、「住民基本台帳法上に特段の規定を設けるべきと結論づけることは困難」、このように述べております。

戸籍部会においては時期尚早であり、検討会報告では困難、こういうふうなことになるんですが、これは、両者に認識の違いがあるということなんでしょうか。そうじゃなくて、こういうふうな書きぶりになったということなんでしょうか。そこをちよつと説明してくれませんか。

○藤井政府参考人 お答えします。

住民票の写しの交付制度のあり方に関する検討会におきます該当部分をもちよつと正確に御紹介しますと、住民票の写し等の交付請求についてのみ個人情報保護及び情報公開に関する法制の例外規律を設けることにしましてはさまざまな意見が存在するところであり、現時点では、住民基本台帳法に特段の規定を設けるべきと結論づけることは困難であると考えられるとの結論をいたしたところでございます。

そこで、御指摘の、時期尚早ということ、私どもの検討会では現時点では困難という表現でございまして、基本的に異なるものとして言葉遣いを使い分けているという意識は全くございませ

ん。同じだと思えます。

○重野委員 あと三点ほど通告をしておりましたけれども、もう時間が来ましたので、以上で終わります。またの機会に、これについては質問させていただきます。

以上でございます。

○佐藤委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○佐藤委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○佐藤委員長 賛成者起立。起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、谷公一君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び国民新党・そうぞう・無所属の会の六会派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。谷口隆義君。

○谷口(隆)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一 住民基本台帳の閲覧の公益性に関する市町村の判断が厳格かつ公正に行えるよう引き続き適切な助言に努めるとともに、市町村間の連携の強化その他必要な体制の整備に今後と

も努めること。

二 住民票の写し等の交付制度については、個人情報保護の観点から、厳格な運用を確保すること。

三 行政機関の保有する個人情報に漏えいする事件が起きていることにかんがみ、住民基本台帳法関係事務の運営に当たっては、データ保護及びコンピュータ・セキュリティの確保などについて徹底した管理に努め、責任体制を明確化する等、個人情報保護に万全の措置を講ずること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○佐藤委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。菅総務大臣。

○菅総務大臣 ただいまの附帯決議につきまして、御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○佐藤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。よつて、
「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、
「報告書は附録に掲載」

次に、内閣提出、地方公共団体の

財政の健全化に関する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。菅総務大臣。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律案〔本号末尾に掲載〕

○菅総務大臣 地方公共団体の財政の健全化に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じた、地方公共団体の財政健全化計画等を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、健全化判断比率の公表に関する事項であります。

地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率及びその算定基礎を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付して当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならないこととしております。

第二は、財政の早期健全化に関する事項であります。

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、議会の議決を経て、財政健全化計画を定めなければならないこととしております。また、毎年度、計画の実施状況を議会に報告し、かつ、公表しなければならないこととしております。

第三は、財政の再生に関する事項であります。

地方公共団体は、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、議会の議決を経

て、財政の再生に関する事項であります。

地方公共団体は、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、議会の議決を経

て、財政の再生に関する事項であります。

地方公共団体は、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、議会の議決を経

て、財政の再生に関する事項であります。

地方公共団体は、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、議会の議決を経

て、財政の再生に関する事項であります。

て、財政再生計画を定めなければならないこととしております。また、財政再生計画について、総務大臣に協議し、その同意を求めることができることとしております。

第四は、公営企業の経営の健全化に関する事項であります。

公営企業を営営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率等を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならないこととしております。また、資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、議会の議決を経て、経営健全化計画を定めなければならないこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○佐藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○佐藤委員長 この際、委員派遣承認申請に関する件についてお諮りいたします。

本案審査の参考にするため、来る二十一日月曜日、北海道に委員を派遣したいと存じます。

つきましては、議長に対し、委員派遣承認申請をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、派遣委員の人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○佐藤委員長 次に、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る二十二日火曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る十八日金曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四分散会

地方公共団体の財政の健全化に関する法律案

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 財政の早期健全化(第四条―第七条)

第三章 財政の再生(第八条―第二十一条)

第四章 公営企業の経営の健全化(第二十二条―第二十四条)

第五章 雑則(第二十五条―第二十九条)

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に

応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 実質赤字比率 地方公共団体(都道府県、

市町村及び特別区に限る。以下この章から第三章までにおいて同じ。)の当該年度の前年度の歳入(一般会計及び特別会計のうち次に掲げるものの以外のもの(以下「一般会計等」という。)に係る歳入で、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計によるものをいう。以下この号において同じ。)が歳出(一般会計等に係る歳出で、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計によるものをいう。以下この号において同じ。)に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額(以下「実質赤字額」という。)を当該年度の

前年度の地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の四第一項第二号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額(以下「標準財政規模の額」という。)で除して得た数値

イ 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業(以下「法適用企業」という。)に係る特別会計

ロ 地方財政法第六条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの(次号において「法非適用企業」という。)に係る特別会計

ハ イ及びロに掲げるもののほか、政令で定める特別会計

ニ 連結実質赤字比率 地方公共団体の連結実質赤字額(イ及びロに掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額をいう。第四号において同じ。)を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

イ 一般会計又は公営企業(法適用企業及び

法非適用企業をいう。以下同じ。)に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額がある場合にあつては、当該合算額を合計した額

ロ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の不足額がある場合にあつては、当該資金の不足額を合計した額

ハ 一般会計又は公営企業に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。)が歳出額を超える場合にあつては、当該超える額を合計した額

ニ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の剰余額がある場合にあつては、当該資金の剰余額を合計した額

三 実質公債費比率 地方公共団体の地方財政法第五条の四第一項第二号に規定する地方債の元利償還金(以下この号において「地方債の元利償還金」という。)の額と同項第二号に規定する準元利償還金(以下この号において「準元利償還金」という。)の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の定めるところにより地方債の元

二 連結実質赤字比率 地方公共団体の連結実質赤字額(イ及びロに掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額をいう。第四号において同じ。)を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

イ 一般会計又は公営企業(法適用企業及び

法非適用企業をいう。以下同じ。)に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額がある場合にあつては、当該合算額を合計した額

ロ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の不足額がある場合にあつては、当該資金の不足額を合計した額

ハ 一般会計又は公営企業に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。)が歳出額を超える場合にあつては、当該超える額を合計した額

ニ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の剰余額がある場合にあつては、当該資金の剰余額を合計した額

三 実質公債費比率 地方公共団体の地方財政法第五条の四第一項第二号に規定する地方債の元利償還金(以下この号において「地方債の元利償還金」という。)の額と同項第二号に規定する準元利償還金(以下この号において「準元利償還金」という。)の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の定めるところにより地方債の元

二 連結実質赤字比率 地方公共団体の連結実質赤字額(イ及びロに掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額をいう。第四号において同じ。)を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

イ 一般会計又は公営企業(法適用企業及び

法非適用企業をいう。以下同じ。)に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額がある場合にあつては、当該合算額を合計した額

ロ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の不足額がある場合にあつては、当該資金の不足額を合計した額

ハ 一般会計又は公営企業に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。)が歳出額を超える場合にあつては、当該超える額を合計した額

ニ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の剰余額がある場合にあつては、当該資金の剰余額を合計した額

三 実質公債費比率 地方公共団体の地方財政法第五条の四第一項第二号に規定する地方債の元利償還金(以下この号において「地方債の元利償還金」という。)の額と同項第二号に規定する準元利償還金(以下この号において「準元利償還金」という。)の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の定めるところにより地方債の元

二 連結実質赤字比率 地方公共団体の連結実質赤字額(イ及びロに掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額をいう。第四号において同じ。)を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

イ 一般会計又は公営企業(法適用企業及び

法非適用企業をいう。以下同じ。)に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額がある場合にあつては、当該合算額を合計した額

ロ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の不足額がある場合にあつては、当該資金の不足額を合計した額

ハ 一般会計又は公営企業に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。)が歳出額を超える場合にあつては、当該超える額を合計した額

ニ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の剰余額がある場合にあつては、当該資金の剰余額を合計した額

三 実質公債費比率 地方公共団体の地方財政法第五条の四第一項第二号に規定する地方債の元利償還金(以下この号において「地方債の元利償還金」という。)の額と同項第二号に規定する準元利償還金(以下この号において「準元利償還金」という。)の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の定めるところにより地方債の元

二 連結実質赤字比率 地方公共団体の連結実質赤字額(イ及びロに掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額をいう。第四号において同じ。)を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

イ 一般会計又は公営企業(法適用企業及び

法非適用企業をいう。以下同じ。)に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額がある場合にあつては、当該合算額を合計した額

ロ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の不足額がある場合にあつては、当該資金の不足額を合計した額

ハ 一般会計又は公営企業に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。)が歳出額を超える場合にあつては、当該超える額を合計した額

ニ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の剰余額がある場合にあつては、当該資金の剰余額を合計した額

三 実質公債費比率 地方公共団体の地方財政法第五条の四第一項第二号に規定する地方債の元利償還金(以下この号において「地方債の元利償還金」という。)の額と同項第二号に規定する準元利償還金(以下この号において「準元利償還金」という。)の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の定めるところにより地方債の元

二 連結実質赤字比率 地方公共団体の連結実質赤字額(イ及びロに掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額をいう。第四号において同じ。)を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

イ 一般会計又は公営企業(法適用企業及び

法非適用企業をいう。以下同じ。)に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額がある場合にあつては、当該合算額を合計した額

ロ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の不足額がある場合にあつては、当該資金の不足額を合計した額

ハ 一般会計又は公営企業に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。)が歳出額を超える場合にあつては、当該超える額を合計した額

ニ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の剰余額がある場合にあつては、当該資金の剰余額を合計した額

三 実質公債費比率 地方公共団体の地方財政法第五条の四第一項第二号に規定する地方債の元利償還金(以下この号において「地方債の元利償還金」という。)の額と同項第二号に規定する準元利償還金(以下この号において「準元利償還金」という。)の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の定めるところにより地方債の元

二 連結実質赤字比率 地方公共団体の連結実質赤字額(イ及びロに掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額をいう。第四号において同じ。)を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

イ 一般会計又は公営企業(法適用企業及び

法非適用企業をいう。以下同じ。)に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額がある場合にあつては、当該合算額を合計した額

ロ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の不足額がある場合にあつては、当該資金の不足額を合計した額

ハ 一般会計又は公営企業に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。)が歳出額を超える場合にあつては、当該超える額を合計した額

利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額(特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号及び次号において「算入公債費等の額」という。)との合算額を控除した額を標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値

四 将来負担比率 地方公共団体のイからチまでに掲げる額の合算額がリからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

イ 当該年度の前年度末における一般会計等に係る地方債の現在高

ロ 当該年度の前年度末における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十四条に規定する債務負担行為(へに規定する設立法人以外の者のために債務を負担する行為を除く。)に基づく支出予定額(地方財政法第五条各号に規定する経費その他の政令で定める経費の支出に係るものとして総務省令で定めるところにより算定した額に限る。)

ハ 当該年度の前年度末までに起こした一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金の償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる金額の合計額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 当該年度の前年度末までに当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団が起こした地方債の元金の償還に充てるため、当該地方公共団体による負担又

は補助が必要と見込まれる金額の合計額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 当該年度の前年度の末日における当該地方公共団体の職員(地方自治法第二百四条第一項の職員をいい、都道府県にあつては市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員を含み、市町村及び特別区にあつては当該職員を除く。)の全員が同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額のうち、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した法人で政令で定めるもの(以下この号において「設立法人」という。)の負債の額及び当該地方公共団体が設立法人以外の者のために債務を負担している場合における当該債務の額のうち、これらの者の財務内容その他の経営の状況を勘案して当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

ト 連結実質赤字額

チ 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団の連結実質赤字額に相当する額のうち、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

リ イに規定する地方債の償還額又はロからヘまでに掲げる額に充てることができる地

方自治法第二百四十一条の基金として総務省令で定めるものの当該年度の前年度末における残高の合計額

ヌ イに規定する地方債の償還額又はロからニまでに掲げる額に充てることができる特定の歳入の見込額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額

五 早期健全化基準 財政の早期健全化(地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることをいう。以下同じ。)を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて、政令で定める数値をいう。

六 財政再生基準 財政の再生(地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図ることをいう。以下同じ。)を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準の数値を超えるものとして政令で定める数値をいう。

第三條 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならぬ。

2 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

3 地方公共団体の長は、第一項の規定により公表した健全化判断比率を、速やかに、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の長にあっては総務大臣に、指定都市を除く市町村(第二十九条を除き、以下「市町村」という。)及び特別区の長にあっては都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該健全化判断比率を総務大臣に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、毎年度、前項前段の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

5 総務大臣は、毎年度、第三項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

6 地方公共団体は、健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類をその事務所に備えて置かなければならない。

7 包括外部監査対象団体(地方自治法第二百五十二条の三十六第一項に規定する包括外部監査対象団体をいう。以下同じ。)においては、包括外部監査人(同法第二百五十二条の二十九に規定する包括外部監査人をいう。以下同じ。)は、同法第二百五十二条の三十七第一項の規定による監査のため必要があると認めるときは、第一項の規定により公表された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について調査することができる。

第二章 財政の早期健全化(財政健全化計画)
第四條 地方公共団体は、健全化判断比率のいず

れかが早期健全化基準以上である場合(当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。)には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする財政の早期健全化のための計画(以下「財政健全化計画」という。)を定めなければならない。ただし、この項の規定により既に財政健全化計画を定めている場合、第八条第一項の規定により同項の財政再生計画を定めている場合その他政令で定める場合は、この限りでない。 2 財政健全化計画は、財政の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、財政の早期健全化を図るため必要な最小限の期間内に、実質赤字額がある場合にあつては一般会計等における歳入と歳出との均衡を質的に回復することを、連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあつてはそれぞれの比率を早期健全化基準未満とすることを目標として、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 健全化判断比率が早期健全化基準以上となつた要因の分析 二 計画期間 三 財政の早期健全化の基本方針 四 実質赤字額がある場合にあつては、一般会計等における歳入と歳出との均衡を質的に回復するための方策 五 連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあつては、それぞれの比率を早期健全化基準未満とするための方策 六 各年度ごとの前二号の方策に係る歳入及び歳出に関する計画 七 各年度ごとの健全化判断比率の見直し 八 前各号に掲げるもののほか、財政の早期健全化に必要な事項 3 財政健全化計画は、その達成に必要な各会計ごとの取組が明らかになるよう定めなければならない。	(財政健全化計画の策定手続等) 第五条 財政健全化計画は、地方公共団体の長が作成し、議会の議決を経て定めなければならない。財政健全化計画を変更する場合も、同様とする。 2 地方公共団体は、財政健全化計画を定めるときは、速やかに、これを公表するとともに、都道府県及び指定都市にあつては総務大臣に、市町村及び特別区にあつては都道府県知事に、報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該財政健全化計画の概要を総務大臣に報告しなければならない。 3 前項の規定は、財政健全化計画を変更した場合(政令で定める軽微な変更をした場合を除く。)について準用する。 4 都道府県知事は、毎年度、第二項前段(前項において準用する場合を含む。)の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。 5 総務大臣は、毎年度、第二項(第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。 (財政健全化計画の実施状況の報告等) 第六条 財政健全化計画を定めている地方公共団体(以下「財政健全化団体」という。)の長は、毎年九月三十日までに、前年度における決算との関係を示した財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、かつ、これを公表するとともに、都道府県及び指定都市の長にあつては総務大臣に、市町村及び特別区の長にあつては都道府県知事に当該財政健全化計画の実施状況を報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その要旨を総務大臣に報告しなければならない。 2 都道府県知事は、毎年度、前項前段の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。 3 総務大臣は、毎年度、第一項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。 (国等の勧告等) 第七条 総務大臣又は都道府県知事は、前条第一項前段の規定による報告を受けた財政健全化団体の財政健全化計画の実施状況を踏まえ、当該財政健全化団体の財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、当該財政健全化団体の長に対し、必要な勧告をすることができ	る。 2 総務大臣は、前項の勧告をしたときは、速やかに、当該勧告の内容を公表するものとする。 3 都道府県知事は、第一項の勧告をしたときは、速やかに、当該勧告の内容を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。 4 財政健全化団体の長は、第一項の勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該財政健全化団体の議会に報告するとともに、監査委員(包括外部監査対象団体である財政健全化団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人に通知しなければならない)に通知しなければならない。 第三章 財政の再生 (財政再生計画) 第八条 地方公共団体は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率(以下「再生判断比率」という。)のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする財政の再生のための計画(以下「財政再生計画」という。)を定めなければならない。ただし、この項の規定により既に財政再生計画を定めている場合は、この限りでない。 2 財政健全化団体が前項の規定により財政再生計画を定めるときは、当該財政健全化団体の財政健全化計画は、その効力を失う。 3 財政再生計画は、財政の状況が著しく悪化した要因の分析の結果を踏まえ、財政の再生を図るため必要な最小限の期間内に、実質赤字額がある場合にあつては一般会計等における歳入	と歳出との均衡を質的に回復することを、連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあつてはそれぞれの比率を早期健全化基準未満とすることを、第十二条第二項に規定する再生振替特例債の償還を完了することを目標として、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ホに掲げる事項については、財政の再生のため特に必要と認められる地方公共団体に限る。 一 再生判断比率が財政再生基準以上となつた要因の分析 二 計画期間 三 財政の再生の基本方針 四 次に掲げる計画(ロ及びハに掲げる計画にあつては、実施の要領を含む。次号において同じ。)及びこれに伴う歳入又は歳出の増減額イ 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出の削減を図るための措置に関する計画 ロ 当該年度以降の年度分の地方税その他の収入について、その徴収成績を通常の成績以上に高めるための計画 ハ 当該年度の前年度以前の年度分の地方税その他の収入で滞納に係るものの徴収計画 ニ 使用料及び手数料の額の変更、財産の処分その他の歳入の増加を図るための措置に関する計画 ホ 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四条第二項若しくは第五条第二項に掲げる普通税について標準税率を超える税率で課し、又は同法第四条第三項若しくは第五条第三項の規定による普通税を課することによる地方税の増収計画 五 前号の計画及びこれに伴う歳入又は歳出の増減額を含む各年度ごとの歳入及び歳出に関する総合的な計画 六 第十二条第二項に規定する再生振替特例債
--	---	---	---

を起す場合には、当該再生振替特例債の各年度ごとの償還額

七 各年度ごとの健全化判断比率の見直し

八 前各号に掲げるもののほか、財政の再生に必要な事項

4 財政再生計画は、その達成に必要な各会計ごとの取組が明らかになるよう定めなければならない。

(財政再生計画の策定手続等)

第九条 財政再生計画は、地方公共団体の長が作成し、議会の議決を経て定めなければならない。財政再生計画を変更する場合も、同様とする。

2 地方公共団体は、財政再生計画を定めたときは、速やかに、これを公表するとともに、総務大臣に(市町村及び特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に)報告しなければならない。

3 前項の規定は、財政再生計画を変更した場合(政令で定める軽微な変更をした場合を除く。)について準用する。

4 財政再生計画を定めている地方公共団体(以下「財政再生団体」という。)の長は、財政再生計画に基づいて予算を調製しなければならない。(財政再生計画の同意)

第十条 地方公共団体は、財政再生計画について、議会の議決を経て、総務大臣に(市町村及び特別区にあつては、都道府県知事を通じて総務大臣に)協議し、その同意を求めることができる。

2 総務大臣は、財政再生計画について同意をするかどうかを判断するための基準を定め、これを公表するものとする。

3 総務大臣は、第一項の規定による協議を受けた財政再生計画が、前項の基準に照らして適当なものであると認められるときは、これに同意するものとする。

4 総務大臣は、第二項の基準の作成及び前項の同意については、地方財政審議会の意見を聴か

なければならない。

5 地方公共団体は、第三項の同意を得たときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

6 地方公共団体は、第三項の同意を得ている財政再生計画を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得る時間的余裕がないときは、事後において、遅滞なく、その変更について総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の変更の同意について準用する。

(地方債の起債の制限)

第十一条 地方公共団体は、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上であり、かつ、前条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。以下同じ。)の同意を得ていないときは、地方財政法その他の法律の規定にかかわらず、地方債をもってその歳出の財源とすることができない。ただし、災害復旧事業費の財源とする場合その他の政令で定める場合においては、この限りでない。

(再生振替特例債)

第十二条 財政再生団体は、その財政再生計画につき第十条第三項の同意を得ている場合に限る。収支不足額(標準財政規模の額に、実質赤字比率と連結実質赤字比率から連結実質赤字比率について早期健全化基準として定める数値を控除して得た数値とのいずれか大きい数値を乗じて得た額を基準として総務省令で定める額をいう。)を地方債に振り替えることによつて、当該収支不足額を財政再生計画の計画期間内に計画的に解消するため、地方財政法第五条の規定にかかわらず、当該収支不足額の範囲内で、地方債を起すことができる。

2 前項の地方債(当該地方債の借換えのために

要する経費の財源に充てるために起す地方債を含む。次項において「再生振替特例債」という。)は、財政再生計画の計画期間内に償還しなければならない。

3 国は、再生振替特例債については、法令の範囲内において、資金事情の許す限り、適切な配慮をするものとする。

(地方債の起債の許可)

第十三条 財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であつて再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣の許可を受けなければならない。この場合において、地方財政法第五条の三第一項の規定による協議をすること並びに同法第五条の四第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を受けることを要しない。

2 財政再生計画につき第十条第三項の同意を得ている財政再生団体についての前項の許可は、当該財政再生計画に定める各年度ごとの歳入に関する計画その他の地方債に関連する事項及び当該財政再生計画の実施状況を勘案して行うものとする。

3 地方財政法第五条の三第三項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第四項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(財政再生団体に係る通知等)

第十四条 総務大臣は、第九条第二項の規定により財政再生計画の報告を受けたときは、速やかに、当該財政再生計画を定めた地方公共団体の名称を各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各

庁の長をいう。以下この条において同じ。)に通知しなければならない。

2 各省各庁の長は、土木事業その他の政令で定める事業を財政再生団体に負担金を課して国が直轄で行おうとするときは、当該事業の実施に着手する前(年度を分けて実施する場合にあつては、年度ごとの事業の実施に着手する前)に、あらかじめ、当該事業に係る経費の総額及び当該財政再生団体の負担額を総務大臣に通知しなければならない。当該事業の事業計画の変更により財政再生団体の負担額に著しい変更を生ずる場合も、同様とする。

3 総務大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において当該通知に係る事項が財政再生計画に与える影響を勘案して必要と認めるときは、各省各庁の長に対し、意見を述べることができる。

(財政再生計画についての公表)

第十五条 総務大臣は、毎年度、第九条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けた財政再生計画の内容並びに第十条第一項及び第六項の規定による協議の結果を公表するものとする。

(事務局等の組織の簡素化)

第十六条 財政再生団体は、財政再生計画で定めるところにより、当該財政再生団体の長の補助機関である職員を、当該財政再生団体の議会若しくは当該財政再生団体に執行機関として置かれる委員会及び委員並びに当該委員会の管理に属する機関(以下この条において「委員会等」という。)の事務を補助する職員と兼ねさせ、若しくは当該議会若しくは委員会等の事務を補助する職員に充て、又は当該議会若しくは委員会等の事務に従事させることができる。

(長と議会との関係)

第十七条 地方公共団体の議会の議決が次に掲げる場合に該当するときは、当該地方公共団体の長は、地方自治法第七十六條及び第七十七條の規定によるもののほか、それぞれ当該議決

があつた日から起算して十日以内に、理由を示してこれを再議に付することができる。

一 財政再生計画の策定又は変更に関する議案を否決したとき。

二 第十條第一項の規定による協議に関する議案を否決したとき。

三 財政再生計画の達成ができなくなると認められる議決をしたとき。

(財政再生計画の実施状況の報告等)

第十八條 財政再生団体の長は、毎年九月三十日までに、前年度における決算との関係を明らかにした財政再生計画の実施状況を議会に報告し、かつ、これを公表するとともに、総務大臣に(市町村及び特別区の長にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に)当該財政再生計画の実施状況を報告しなければならない。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(財政再生計画の実施状況の調査等)

第十九條 総務大臣は、必要に応じ、財政再生計画の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(国の勧告等)

第二十條 総務大臣は、財政再生団体の財政の運営がその財政再生計画に適合しないと認められる場合その他財政再生団体の財政の再生が困難であると認められる場合においては、当該財政再生団体の長に対し、予算の変更、財政再生計画の変更その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 財政再生団体の長は、前項の規定による勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該財政再生団体の議会に報告するとともに、監査委員(包括外部監査対象団体である財政再生団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人)に通知しなければならない。

3 第一項の規定による勧告を受けた財政再生団体の長は、当該勧告に基づいて講じた措置について、総務大臣に報告しなければならない。

4 総務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告の内容を公表するものとする。

(国及び他の地方公共団体の配慮)

第二十一條 国及び他の地方公共団体は、財政再生団体が財政再生計画を円滑に実施することができるよう配慮するものとする。

第四章 公営企業の経営の健全化(資金不足比率の公表等)

第二十二條 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2 前項に規定する「資金不足比率」とは、公営企業ごとに、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額を政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の事業の規模で除して得た数値をいう。

第三條第二項から第七項までの規定は、資金不足比率について準用する。

(経営健全化計画)

第二十三條 地方公共団体は、公営企業(事業を開始する前の公営企業を除き、法適用企業にあつては、繰越欠損金があるものに限る。)の資金不足比率が公営企業の経営の健全化を図るべき基準として政令で定める数値(以下「経営健全化基準」という。)以上である場合には、当該公営企業について、当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする公営企業の経営の健全化のための計画(以下「経営健全化計画」という。)を定めなければならない。

2 経営健全化計画は、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、当該

公営企業の経営の健全化を図るため必要な最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 資金不足比率が経営健全化基準以上となつた要因の分析

二 計画期間

三 経営の健全化の基本方針

四 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策

五 各年度ごとの前号の方策に係る収入及び支出に関する計画

六 各年度ごとの資金不足比率の見通し

七 前各号に掲げるもののほか、経営の健全化に必要な事項

(準用)

第二十四條 第五條から第七條までの規定は、経営健全化計画について準用する。この場合において、第六條第一項並びに第七條第一項及び第四項中「財政健全化団体」とあるのは「経営健全化団体」と、同條第一項中「財政の早期健全化」とあるのは「公営企業の経営の健全化」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(財政健全化計画又は財政再生計画と経営健全化計画との調整)

第二十五條 財政健全化団体又は財政再生団体である地方公共団体は、経営健全化計画を定めるに当たつては、当該経営健全化計画と当該財政健全化計画又は財政再生計画との整合性の確保を図らなければならない。

2 経営健全化計画を定めている地方公共団体(次条において「経営健全化団体」という。)は、財政健全化計画又は財政再生計画を定めるに当たつては、当該財政健全化計画又は財政再生計画と当該経営健全化計画との整合性の確保を図らなければならない。

(地方自治法の監査の特例)

第二十六條 財政健全化計画、財政再生計画又は

経営健全化計画を定めなければならない地方公共団体の長は、これらの計画を定めるに当たつては、あらかじめ、当該地方公共団体の財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、監査委員に対し、地方自治法第百九十九條第六項の監査の要求をしなければならない。この場合においては、同法第二百五十二條の四十一第一項中「第百九十九條第六項」とあるのは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第 号)第二十六條第一項の規定に基づく第百九十九條第六項」と、「監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体」とあるのは「同法の規定により財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない地方公共団体」と、「同項の要求をする場合において、特に必要がある」と認めるときは、その理由を付して、併せて」とあるのは「同項の要求と併せて、理由を付して」と、「求めることができる」とあるのは「求めなければならない」と読み替えて、同法第二編第十三章の規定を適用する。

2 財政健全化団体、財政再生団体又は経営健全化団体(以下この項において「財政健全化団体」という。)が包括外部監査対象団体である場合にあつては、当該財政健全化団体等の包括外部監査人は、地方自治法第二百五十二條の三十七第一項の規定による監査をするに当たつては、同條第二項の規定によるほか、当該財政健全化団体等の財務に関する事務の執行及び当該財政健全化団体等の経営に係る事業の管理が財政の早期健全化、財政の再生又は公営企業の経営の健全化を図る観点から適切であるかどうか

に、特に、意を用いなければならない。

(財政の早期健全化等が完了した団体の報告等)

第二十七條 財政健全化計画による財政の早期健全化が完了した地方公共団体の長は、財政健全化計画による財政の早期健全化が完了した年度の翌年度の九月三十日までに、当該年度の前期

度における決算との関係を明らかにした財政健全化計画の実施状況及び財政の早期健全化が完了した後の当該地方公共団体の財政の運営の方針を記載した書類(以下この項において「財政健全化計画完了報告書」という。)を添えて、財政の早期健全化が完了した旨を議会に報告し、かつ、当該財政健全化計画完了報告書を公表するとともに、都道府県及び指定都市の長にあっては総務大臣に、市町村及び特別区の長にあっては都道府県知事に、当該財政健全化計画完了報告書を添えて財政の早期健全化が完了した旨を報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その要旨を総務大臣に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、毎年度、前項前段の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

3 総務大臣は、毎年度、第一項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

4 財政再生計画による財政の再生が完了した地方公共団体の長は、財政再生計画による財政の再生が完了した年度の翌年度の九月三十日まで、当該年度の前年度における決算との関係を明らかにした財政再生計画の実施状況及び財政の再生が完了した後の当該地方公共団体の財政の運営の方針を記載した書類(以下この項において「財政再生計画完了報告書」という。)を添えて、財政の再生が完了した旨を議会に報告し、かつ、当該財政再生計画完了報告書を公表するとともに、総務大臣に(市町村及び特別区の長にあっては、都道府県知事を經由して総務大臣に)当該財政再生計画完了報告書を添えて、財政の再生が完了した旨を報告しなければならない。

5 総務大臣は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

6 第一項から第三項までの規定は、経営健全化計画について準用する。この場合において、第一項中「財政の早期健全化」とあるのは「公営企業の経営の健全化」と、「地方公共団体の財政の運営」とあるのは「公営企業の経営」と、「財政健全化計画完了報告書」とあるのは「経営健全化計画完了報告書」と読み替えるものとする。

(都道府県が処理する事務)

第二十八条 この法律に規定する総務大臣の権限に属する事務のうち市町村及び特別区に係るものの一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(政令への委任)

第二十九条 この法律に定めるもののほか、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合におけるこの法律の規定の適用その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条、第三条及び第二十二條の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（適用区分）

第二条 第四条、第八条及び第二十三條の規定は、平成二十年度以後の年度分の決算に基づき算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率若しくは将来負担比率又は資金不足比率が早期健全化基準、財政再生基準又は経営健全化基準以上である場合について適用する。

(地方財政再建促進特別措置法の廃止)

第三条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)は、廃止する。

(地方財政再建促進特別措置法の廃止に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に存する前条の規定による廃止前の地方財政再建促進特別措置法

(以下「旧再建法」という。)第二十二條第二項の規定によりその例によることとされた旧再建法第二条第一項に規定する財政再建計画については、当該財政再建計画に係る地方公共団体が第四条又は第八条の規定により財政健全化計画又は財政再生計画を定めるまでの間は、なお従前の例による。この場合において、当該地方公共団体のうち再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体については、当該財政再生計画が定められるまでの間、第十一条の規定は、適用しない。

(国等に対する寄附金等)

第五条 地方公共団体は、当分の間、国、独立行政法人、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの条の規定を適用することが適當であるものとして政令で定めるものに限り、以下この条において同じ。若しくは国立大学法人等(国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下この条において同じ。又は日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫(以下この条において「会社等」という。)に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの(これに相当する物品等を含む。以下この条において「寄附金等」という。)を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等と当該地方

公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

(国等に対する寄附金等に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の日前に旧再建法第二十四条の規定によりされた同意又は協議の申出は、前条の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

(地方債の起債の許可の特例)

第七条 平成二十一年度から平成二十七年までの間における第十三條第一項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに第三十三條の八第一項」とする。

(地方財政法の一部改正)

第八条 地方財政法の一部を次のように改正する。

第五條の三第六項中「第五項までに」を「第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第 号)第十三條第一項に」に、「第五項までの」を「第五項まで並びに同法第十三條第一項の」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第九条 地方公営企業法の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 雑則(第四十條—第四十二條)第七章 財政の再建(第四十三條—第五十一條)」を「第六章 雑則(第四十條—第四十二條)」に改める。

第一條中「企業の経営」を「並びに企業の経営」に改め、「並びに企業の財政の再建に関する措置」を削る。

第七章を削る。

(地方公営企業法の一部改正に伴う経過措置)

第十條 この法律の施行の際現に存する前條の規定による改正前の地方公営企業法第四十九條第一項の規定によりその例によることとされた同法第四十三條第一項に規定する財政再建計画に

ついては、当該財政再建計画に係る地方公共団体が第二十三条の規定により当該財政再建計画に係る公営企業について経営健全化計画を定めるまでの間は、なお従前の例による。

（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法の一部改正）

第十一条 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律との関係）

第十二条 地方公共団体が災害防除事業を実施するために地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第 号）第十条

第三項の同意を得ている財政再生計画を変更しようとするときは、総務大臣は、その財政の再生（同法第二条第六号に規定する財政の再生をいう。）が合理的に達成することができると認める限り、同法第十条第六項の規定による財政再生計画の変更の同意に当たつて、当該災害防除事業の実施が確保されるよう特に配慮するものとする。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正）

第十二条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 地方公共団体が近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画に基づく事業を実施するために地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第 号）第十条第三項の同意を得ている財政再生計画を変更しようとするときは、総務大臣は、その財政の再生（同法第二条第六号に規定する財政の再生をいう。）が合理的に達成することができると認める限り、同法第十条第六項の規定による財政再生計画の変更の同意に当た

つて、これらの事業の実施が確保されるように配慮するものとする。

（総務省設置法の一部改正）

第十三条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第五十六号中「財政収支が著しく不均衡な状況にある地方公共団体の財政の再建」を「地方公共団体の財政の健全化」に改める。

第九条第一項中「地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）、地方財政再建促進特別措置法（昭和三十三年法律第九十五号）」を「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第 号）」に改める。

附則第五条に次の一項を加える。

2 地方財政審議会は、第九条及び前項に定める事務をつかさどるほか、当分の間、地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第十条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法附則第九条の規定による改正前の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第四条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法附則第三条の規定による廃止前の地方財政再建促進特別措置法（昭和三十三年法律第九十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。この場合においては、第九条第二項及び第三項の規定を準用する。

理由

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第二号

総務委員会議録第二十号

平成十九年五月十五日

平成十九年五月二十二日印刷

平成十九年五月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B